会計検査院

情報公開 · 個人情報保護審查会

年報



目 次

			頁
Ι	糸	且織の概要	
	1	設置と役割	1
	2	委員について	2
	3	調査権限及び審議の流れ	3
	4	情報の提供について	6
Π	Σ	平成26年度の運営状況	
	1	審査会の開催実績	7
	2	諮問事件の処理状況	9
	3	答申	1 0
	_	・平成24年(情)諮問第3号外1件〔答申(情)第58号及び第59号〕	1 2
	_	• 平成24年(情)諮問第2号〔答申(情)第60号〕	2 6
	_	・平成25年(情)諮問第1号外1件〔答申(情)第61号及び第62号〕	4 1
Ш		資料編	
	1	会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	7 7
	2	不服申立て、裁決及び訴訟の状況	8 3
	3	委員の推移	8 7

I 組織の概要

1 設置と役割

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」と略称します。)に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。)に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服のある人は、その取消し又は変更を求めて不服申立てをすることができます。不服申立てを受けた会計検査院長は、原則として、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」と略称します。)に諮問し、審査会の答申を踏まえて裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての 不服申立ての審査に当たって第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観 的で合理的な解決を図ることを目的として設置されています(会計検査院法第19 条の2第1項)。

そして、審査会は、上記の目的を果たすため、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「準用審査会設置法」と略称します。)等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。なお、一般の行政機関等については、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関個人情報保護法等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1)任命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2)任期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3)義務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 第5期審査会委員(平成25年4月1日~28年3月31日)

会 長	山舖弥一郎	公証人
会長代理	山岸敬子	明治大学法科大学院教授
委員	大 塚 成 男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

- (注) 1 会長の互選及び会長代理の指名:25年4月23日
 - 2 各委員の本務は、任命時のものである。

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁(会計検査院長から委任を受けた事務総長)が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定に係る行政文書等について 提示を求めて見分すること(インカメラ審理)ができるとされており、諮問庁(会 計検査院長)は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならな いとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切 に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に 提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対し て当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています(準用審査会設置 法第9条第1項及び第2項)。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような不服申立事件については、不開示等とされた文書又は情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類(一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。)を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、不服申立事件の概要と争点を明確にし、不開示(特に部分的な不開示)等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています(準用審査会設置法第9条第3項)。

③ その他の調査権限

審査会は、不服申立人、参加人(不服申立てに参加することを認められた利害関係人)又は諮問庁(以下、これらを合わせて「不服申立人等」という。)に対し、 意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述さ せたり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされてい ます(準用審査会設置法第9条第4項)。

審査会は、調査審議を行うに当たって不服申立人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

(2) 不服申立人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

不服申立人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています(準用審査会設置法第10条)。

② 意見書等の提出・閲覧

不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出 しなければなりません(準用審査会設置法第11条)。

また、不服申立人等は、審査会に対し、他の当事者が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています(準用審査会設置法第13条)。これは、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、審査会は、意見書等の閲覧を認める場合、調査審議の効率化、争点の明確 化等の観点から、原則として、その写しを交付することとしています。

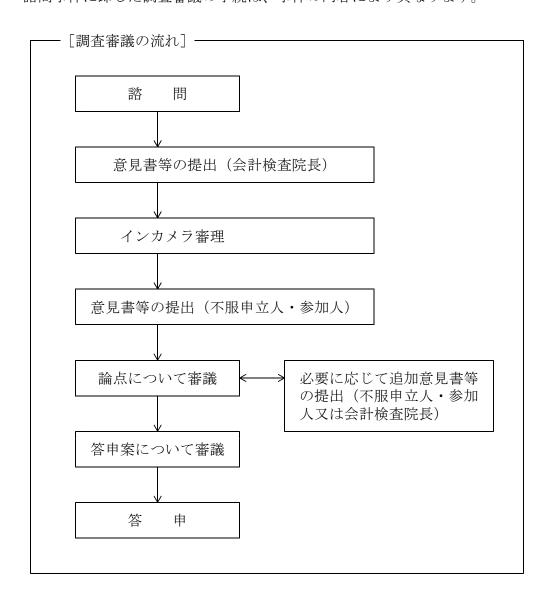
(3) 指名委員による調査

インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています(準用審査会設置法第12条)。この規定により、遠方に居住する不服申立人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできることになっています。

(4) 基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の 調査権限に基づいて行う調査や不服申立人等からの意見書等の提出・説明等によ り、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の 処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。 これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公 表 内 容	公表時期	公 表 方 法
開催記録	会議の開催日時、場所、出 席委員、議事の項目、その 他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答申	準用審査会設置法第16条 の規定により公表すること とされている答申の内容	答申後	報道機関への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年 報	会議の開催実績、諮問の処 理状況、年度内に行われた 答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の 情報公開・個人情報保護窓口へ の備置き及び会計検査院のウェ ブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

http://www.jbaudit.go.jp/

Ⅱ 平成26年度の運営状況

1 審査会の開催実績

平成26年度の開催回数は8回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表 1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第130回	平成26年 4月21日	1 平成24年(情)諮問第3号外1件 [生活保護における就労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣等に対して発送した公表していない行政内部の勧告文書の不開示決定(不存在)に関する件外1件]…審議 2 平成25年(情)諮問第1号外1件 [東京地方裁判所から提出された支出証拠書類のうち東京第三検察審査会に係る検察審査員の日当等が分かる文書(平成21年4月分から7月分まで)の一部開示決定に関する件外1件]…審議
第131回	6月24日	 平成25年(情)諮問第3号 [特許特別会計に対する会計検査院の指摘又は見解を示す文書の一部開示決定に関する件]…審議 平成25年(情)諮問第1号外1件…審議 平成24年(情)諮問第3号外1件…審議
第132回	7月23日	1 平成25年(情)諮問第3号 … 諮問庁の職員(会計検査院 第5局経済産業検査第1課長ほか)からの口頭説明の聴取及び 審議 2 平成25年(情)諮問第1号外1件 … 審議 3 平成24年(情)諮問第2号 [会計検査院職員の懲戒処分等 に係る文書(平成21年度から23年度までの3年度分)の一 部開示決定に関する件] … 審議
第133回	9月16日	1 平成24年(情)諮問第2号 ··· 審議2 平成25年(情)諮問第1号外1件 ··· 審議
第134回	10月28日	1 平成26年(情)諮問第1号 [特定個人が会計検査院に送付した内容証明書等に対する同院の措置が分かる文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件]… 諮問庁の職員(会計検査院事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議 2 平成24年(情)諮問第2号… 審議 3 平成25年(情)諮問第1号外1件… 審議

	開催日	主な議事内容				
第135回	12月 2日	1 平成26年(情)諮問第2号 [独立行政法人理化学研究所に係る会計実地検査資料(平成23年度分及び24年度分)のうち、特定の部署のみが主な会計実地検査の対象となっている全ての文書の不開示決定に関する件] … 諮問庁の職員(会計検査院第4局上席調査官(文部科学担当)ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議 2 平成25年(情)諮問第1号外1件 … 審議 3 平成25年(情)諮問第3号 … 審議				
第136回	平成27年 1月27日	1 平成26年(情)諮問第1号 ··· 審議 2 平成26年(情)諮問第2号 ··· 審議 3 平成25年(情)諮問第3号 ··· 審議				
第137回	3月16日	1 平成25年(情) 諮問第3号 … 諮問庁の職員(会計検査院 第5局経済産業検査第1課長ほか)からの口頭説明の聴取及び 審議 2 平成26年(情)諮問第1号 … 審議 3 平成26年(情)諮問第2号 … 諮問庁の職員(会計検査院 事務総長官房法規課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議				

2 諮問事件の処理状況

平成26年度においては、情報公開関係3件が審査会に諮問され、前年度以前に 諮問され処理が持ち越された情報公開関係6件と合わせた計9件の諮問事件の同年 度末現在の処理状況は表2のとおりとなっています。

単位:件

表 2 諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉

諮問件数	26年度 における		事 区 2	26年 度にお	26年 度末現	
	答申件数・	諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当	及 ける 取 下 げ 件 数	度不免 在の処 理中の 件数
9	5	0	3	2	0	4

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し6件を含む。

〈個人情報保護関係〉

該当なし

3 答申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、不服申立人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容(答申から個人情報等を除いたもの)を公表しています(準用審査会設置法第16条)。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、不服申立てに対する裁決を行います。 会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規 定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを 尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力 をもった理由を対外的に明らかにすることが実際上必要になると考えられます。

審査会は、平成26年度に、表3のとおり、情報公開関係5件の答申を行いました。

各答申の内容は12頁以降のとおりとなっています(各答申の掲載頁は表3参照)。

表3 答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問	答申	諮問日	事 /H - 友		掲載	掲載	(参	考)裁	決の状況
番号	番号	答申日	事件名	答申区分	頁		裁	決日	裁決
平成 24年 (情) 諮問 第3号	答申 (情) 第58号	24. 12. 20 26. 6. 30	生活保護における就労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣等に対して発送した公表していない行政内部の勧告文書の不開示決定(不存在)に関する件	諮問庁の 判断は 妥当	12		26.	7. 15	申立て 棄却 (答申 と同様)
平成 24年 (情) 諮問 第4号	答申 (情) 第59号	24. 12. 20 26. 6. 30	生活保護における就労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条の規定に基づき作成した文書の開示決定に関する件	諮問庁の 判断は 妥当	12		26.	7. 15	申立て 棄却 (答申 と同様)

諮問番号	答申番号	諮問日答申日	事件名	答申区分	掲載頁		参考裁決		決の状況
平成 24年 (情) 諮問 第2号	答申 (情) 第60号	24. 12. 17 26. 10. 31	会計検査院職員の懲戒処 分等に係る文書(平成2 1年度から23年度まで の3年度分)の一部開示 決定に関する件	諮問庁の 判断は 一部妥当 でない	26	2	6. 11	. 25	申立て 一部認 容 (答申 と同様)
平成 25年 (情) 諮問 第1号	答申 (情) 第61号	25. 2. 6 26. 12. 3	東京地方裁判所から提出 された支出証拠書類のう ち東京第三検察審査会に 係る検察審査員の日当等 が分かる文書(平成21 年4月分から7月分まで) の一部開示決定に関する 件	諮問庁の 判断は 一部妥当 でない	41	2	7. 1	. 22	申立て 一部認 容 (答申 と同様)
平成 25年 (情) 諮問 第2号	答申 (情) 第62号	25. 5. 27 26. 12. 3	平成23年3月及び24 年11月の行政文書開示 決定に当たり会計検査院 と最高裁判所との間で取 り交わされた開示の可否 に関する意見照会及び回 答に係る文書の一部開示 決定に関する件	諮問庁の 判断は 一部妥当 でない	41	2	7. 1	. 22	申立て 一部認 容 (答申 と同様)

諮問番号:平成24年(情)諮問第3号 平成24年(情)諮問第4号

事 件 名:生活保護における就労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣等に対して発送した公表していない行政内部の勧告文書の不開示決定(不存在)に関する件生活保護における就労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条の規定に基づき作成した文書の開示決定に関する件

諮問日:平成24年12月20日

答申番号:答申(情)第58号(平成24年(情)諮問第3号)

答申(情)第59号(平成24年(情)諮問第4号)

答申日:平成26年6月30日

答申書

第1 審査会の結論

1 平成24年(情)諮問第3号関係

平成24年10月20日及び21日の新聞に掲載された生活保護における就労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣又は厚生労働大臣に対して発送した公表していない行政内部の勧告文書(以下「3号請求文書」という。)に対する開示請求(以下「3号開示請求」という。)につき、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 平成24年(情)諮問第4号関係

24年10月20日及び21日の新聞に掲載された生活保護における就 労支援(生業扶助の支給)に係る会計検査の結果を受けて、会計検査院が 会計検査院法(昭和22年法律第73号)第36条の規定に基づき作成し た文書(以下「4号請求文書」という。)に対する開示請求(以下「4号 開示請求」という。)につき、同条の規定に基づく処置要求「生活保護に おける就労支援(生業扶助の支給)について」(24年10月19日付け 厚生労働大臣宛ての公文書)の全文の写し(以下「4号対象文書」という。) を特定して開示した決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平

成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が24年11月26日付け240普第312号により行った不開示決定(不存在)(以下「3号不開示決定」という。)及び同日付け240普第313号により行った全部開示決定(以下「4号全部開示決定」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載に よると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 情報公開法によれば、行政文書の定義は「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」で、紙又は紙以外の媒体で「当該行政機関が保有しているもの」としている。これが原則である。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除くとしている。

日本国憲法第90条に基づく検査報告は、毎年、11月に「検査報告」が、2月に「会計検査のあらまし」が、それぞれ出版されている。

会計検査院は、情報公開法の趣旨に照らした処理を怠っている。 4 号全部開示決定は、情報公開法に基づいた処分を行うべきではないの に行ってしまっている。不当である。 3 号不開示決定で、審査請求人 が開示請求した文書の名称を「公表されていない勧告文書」としたの は、情報公開法の行政文書の定義を前提としたものだからである。

イ 審査請求人は、当初、新聞で取り上げられた厚生労働省の生活保護 法(昭和25年法律第144号)における生業扶助の技能修得費に関 する文書を求め、会計検査院に電話を架けて尋ねたが、厚生労働省か ら取得した文書を含め、全て拒否され、結局、このような形になった ものである。3号開示請求が間違いであれば保留すべきであり、この ような不開示決定通知書(3号不開示決定)を送ってくること自体、 処分の無駄である。

(2) 意見書

ア 3号開示請求の請求内容は、「2012年(平成24年)10月2 0日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活 保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検 査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されて いない行政内部の勧告文書。」である。これで、不開示とする理由が どこにあるのか。例えば、次のように考えることはできないか。

「内閣総理大臣」の方は、憲法第90条第1項に基づいて、会計検査院が前年度決算の会計検査を行った後、行政文書としての「検査報告」を内閣に対して送付する場合、必ず何らかの通知に付属された形で送付されなければならない。同項の規定は、いわば、内閣と会計検査院との契約とみなすことが可能である。会計検査院に、前年度決算の会計検査を行い、内閣に提出する義務が債務として生じている片務契約である。債務を完了したことを証明する文書が必ず存在する。また、「厚生労働大臣」の方は、4号全部開示決定に係る開示の実施文書をみると、頁の表示がなく、会計検査院長の公印が押されておらず、割り印もない。「会計検査のあらまし」によれば、審査請求人が着目した文書以外にも会計検査院法第36条に基づき厚生労働省に対して交付した意見書の類が存在していたはずである。それをまとめて、正式な行政文書の通知に付属した形で、それらの意見書を送付したはずである。

- イ 25年6月中旬に、厚生労働省に対して開示請求を行い、その結果、 会計検査院の悪乗りが判明した。4号対象文書の原本である厚生労働 大臣宛ての公文書を見て呆れてしまった。厚生労働省から開示を受け た文書には、会計検査院長の公印や割り印が存在する。諮問庁による と、4号対象文書は、厚生労働大臣宛てに発遣された公文書の写しで あり、行政文書として管理されているものと説明しているが、これは 虚偽だということが、はっきりと分かる。
- ウ 会計検査院のホームページをみると、受取人名と差出人名を除き、 4号対象文書と同一の内容のものが、公表資料として掲載されている。 厳密にみれば、今回の会計検査院の対応は法律に照らして間違って いないのかもしれないが、審査請求人は、同院の職員が審査請求人を 弄んだとみている。会計検査院は、あまりにも、良心的に職務を行っ ていない。

地元図書館のインターネットで会計検査院のホームページをみたら、4号対象文書と同一の内容を確認できたし、県立図書館にある検査報告をみたら、開示請求手数料300円を支払うような価値はないと思えてくる。

エ 「会計検査のあらまし」をみると、会計検査院長が内閣総理大臣に 対して検査報告を手渡している写真が掲載されているが、会計検査院 が内閣に対し、正式な文書なしで、このような要人2人を動かし写真 を撮る訳がない。3号請求文書として、何らかの文書が存在する可能性がある証拠である。また、繰り返しになるが、4号対象文書の原本である厚生労働大臣宛ての公文書のみを無造作に厚生労働省に送るとは到底思えない。

会計検査院の行為は、正当なものと判断されるかもしれないが、ど こかが釈然としない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 3号開示請求

審査請求人は、24年10月27日付けで、3号開示請求として、「2012年(平成24年)10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」に対する開示請求を行った。

これに対し、処分庁は、形式上の不備が存在しないものと認め、また、3号開示請求の開示請求書に「請求者(申請者)の請求する行政文書が存在していなければ、その不存在を文書として通知を行なって下さい。行政手続ルール上、必ず受付を行ない、判断を下して下さい。」との記載があったため、この審査請求人の意向を踏まえ、24年10月29日付けで受付処理を行い、開示決定等の事務に着手した。

(2) 4号開示請求

審査請求人は、24年10月30日付けで、処分庁に対し、「行政文書開示請求書補正の申し立て」と題する文書(以下「本件申立文書」という。)を送付した。本件申立文書には、「請求する行政文書の名称等」欄に「2012年(平成24年)10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条に基づいて作製された行政文書。」と記載され、また、「その他」欄に「10月27日(土)に郵送を行なった行政文書開示請求書の補正の申し立てです。」と記載されていた。

これに対し、処分庁は、24年11月1日に、次のとおり、審査請求 人に電話にて説明を行った。

ア 3 号開示請求は、既に開示決定等の事務に着手していること。

イ 法令上、開示請求書の補正は行政側が行うものであり、開示請求者

である審査請求人が3号開示請求の開示請求書の補正を申し立てることはできないこと。

- ウ 処分庁において本件申立文書を受理する場合は、新規の開示請求と して取り扱うこととなり、その場合、開示請求手数料として、新たに 300円分の収入印紙の納付が必要となること。
- エ 新規の開示請求として本件申立文書を受理した場合、4号対象文書を特定して開示決定を行う予定であるが、これと同様の文書が会計検査院のホームページに掲載されているため、これにアクセスすれば開示請求に係る手続を行わなくても閲覧等ができること。
- オ 本件申立文書を新規の開示請求とはしない場合は、受付処理及び収入印紙の消印手続を行わず、本件申立文書及び未消印の収入印紙を返戻すること。

そして、処分庁は、24年11月2日付けで、「御連絡票」を審査請求人に送付することにより、上記の説明内容を再度伝達するとともに、この「御連絡票」にて、同月16日までに審査請求人から連絡がない場合は、本件申立文書を新規の開示請求として受け付けることとし、その場合には、本件申立文書の表題を「行政文書開示請求書補正の申し立て」から「行政文書開示請求書」に改め、「その他」欄の「10月27日(土)に郵送を行なった行政文書開示請求書の補正の申し立てです。」との記載部分を削除し、また、字句の修正を行うなどの補正を行う旨を伝達した。

審査請求人は、前記の電話連絡後、新たな開示請求手数料300円分の収入印紙を処分庁宛てに送付した。

そして、処分庁は、24年11月2日に新たな開示請求手数料300 円分の収入印紙が到達したことを受け、前記のとおり補正の上、本件申立文書を新規の開示請求(4号開示請求)として受付処理を行い、開示決定等の事務に着手した。

(3) 3 号不開示決定

処分庁は、3号開示請求に対し、会計検査院には、行政内部において 勧告する権限がないことから、行政内部の勧告文書を作成又は保有する ことはなく、仮に審査請求人が会計検査院法第36条の規定による処置 要求を勧告と認識したものと解しても、本件処置要求「生活保護におけ る就労支援(生業扶助の支給)について」(厚生労働大臣宛ての公文書) は、3号開示請求の時点で既に公表されていたことから、3号請求文書 は存在しないと判断した。 そして、処分庁は、3号請求文書を作成しておらず、保有していないため、24年11月26日付けで不開示決定を行った。

(4) 4号全部開示決定

処分庁は、4号開示請求に対して4号対象文書を特定し、当該対象文書には不開示とすべき部分が存在しないため、24年11月26日付けで全部開示決定を行った。

(5) 審査請求の提起

審査請求人は、24年11月29日付けで、3号不開示決定及び4号 全部開示決定を不服として、それぞれ審査請求を提起した。

- 2 3 号不開示決定及び 4 号全部開示決定の妥当性に関する諮問庁の所見
 - (1) 行政機関は開示請求に係る行政文書を保有しない場合には不開示決定を行うべきものであること

処分庁が、3号開示請求の請求内容である「2012年(平成24年) 10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」を行政文書として保有しているか否かについて検討するに、前記1(3)の記載のとおり、3号請求文書は存在しなかったものである。

そして、開示請求に係る行政文書を当該行政機関が保有していない場合は、情報公開法第9条第2項の規定に基づき不開示決定を行うことになるところ、3号開示請求に関しては、請求文書を保有していないことから、3号不開示決定が行われたことは当然であったというべきである。

- (2) 行政機関が開示請求書を受け付けた後の開示請求者からの補正の求め は本来的に想定されるものではないこと
 - 一般に、申請が行政庁の事務所への到達により成立すれば、行政庁には遅滞なく審査をする義務が生じ(行政手続法(平成5年法律第88号)第7条)、申請書の記載事項、添付書類、申請期間その他の形式要件の審査を行った後、これに不備が発見されなければ、直ちに申請に対する諾否を判断するための実質審査に進まなければならないこととなる。このように、行政手続法上、申請に対する処分については、迅速で公正な処理を確保することが要請されている。

3号開示請求に関し、審査請求人は、24年10月30日付けの本件 申立文書により、3号開示請求の開示請求書の補正を求めているが、処 分庁は、同月29日付けで3号開示請求の受付処理を既に済ませていた。 情報公開法に基づく開示請求も上記の行政手続法における申請に該当するところ、このような補正の求めは、既に開示決定等に係る審査に着手しているにもかかわらず、そのやり直しを求めるものであり、このような取扱いを是認すれば、行政機関において審査を了しようとする時点であっても、補正の求めが提出されれば行政機関は再び当初から審査を行わなければならないこととなり、円滑な行政運営を大きく阻害するおそれがあるものといわざるを得ない。このような点を踏まえると、行政機関が開示請求書を受け付けた後の開示請求者からの補正の求めは、情報公開法上にその根拠が置かれているわけでもなく、本来的に想定されているものではないというべきである。

(3) 4号請求文書の特定は適正なものであること

会計検査院は、検査の結果、法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができることとされ(会計検査院法第36条)、これらの内容は検査報告に掲記されて公表されている(同法第29条第8号)。そして、4号開示請求の請求内容のうち「2012年(平成24年)10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果」とは、特定年月日の新聞に掲載されている会計検査院の検査結果を指すものと思料され、この検査結果は、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求(「生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について」)として、24年10月19日付けで厚生労働大臣宛てに公文書にて発遣されているものである。

また、開示請求書の「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものも含むとされ、行政機関の職員が、当該請求から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足りるものと解されている。

これらの点を踏まえれば、処分庁が、4号開示請求に対して4号対象 文書を特定したことは、妥当なものと思料される。

(4) 処分庁は開示請求書の記載の趣旨に適切に従って処分を行ったこと 3号不開示決定に関し、3号開示請求の開示請求書には「請求者(申 請者)の請求する行政文書が存在していなければ、その不存在を文書と して通知を行なって下さい。行政手続ルール上、必ず受付を行ない、判 断を下して下さい。」との記載があることから、処分庁は、この趣旨に 従い適切に不開示決定を行っていること、また、4号全部開示決定に関 し、処分庁は、4号開示請求の請求内容に従い適切に全部開示決定を行っていることは、前記(1)及び(3)の説明から明らかである。

そして、行政機関が開示請求の対象となる行政文書を保有していない場合は、開示請求書を受領する前に開示請求者に対してその旨を教示するなど適切な情報提供を行うことが望ましいものと解されている。しかし、情報公開制度に書面主義が採用されていることを踏まえれば、不存在である旨を処分として通知されることを求めていることが開示請求書上明らかにされているような場合においてまで、このような情報提供が必須となるものではないと解すべきである。

また、審査請求人は、3号開示請求において、行政文書が存在していなければ、不存在として、行政手続ルールに則って判断することを求め、処分庁は、この意向に沿って、3号不開示決定を行っている。さらに、処分庁は、4号開示請求に対して4号対象文書を特定する予定であることを審査請求人に事前に伝え、審査請求人は、処分庁からの依頼に従い、新たに開示請求手数料として300円分の収入印紙を処分庁宛てに送付した。これを受け、処分庁は、4号全部開示決定として4号対象文書を特定し、その全部を開示している。これらを踏まえれば、審査請求人が3号不開示決定及び4号全部開示決定について不服を示すことは、理解し難いものと言わざるを得ない。

(5) 諮問庁の所見

以上のとおり、3号不開示決定及び4号全部開示決定は適法かつ妥当なものである。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人に対する情報提供

審査請求人は、当初、新聞で取り上げられた厚生労働省の生活保護法 における生業扶助の技能修得費に関する文書を求め、会計検査院に電話 を架けて尋ねたが、全て拒否されたと主張している。

しかし、審査請求人が新聞記事に関する何らかの文書を求めて会計検査院に電話で問合せを行ったことは事実であるが、同院担当者は、検査に関連する情報については「情報公開請求に対する審査基準」(平成18年3月29日会計検査院長決定)によれば不開示とすることとされていることを説明し、審査請求人はその説明に納得したものである。なお、開示請求を受けていない段階で、会計検査院が拒否することなど本来的にあり得ないことはいうまでもない。

(2) 4号請求文書の特定

審査請求人は、行政文書の定義として、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除外されているにもかかわらず、4号開示請求に対する対象文書として特定された文書(4号対象文書)は、市販されているものであり、このような処分は不当であると主張している。

しかし、4号対象文書は、厚生労働大臣宛てに発遣された公文書の写しで、行政文書として管理されているものであり、それが検査報告及び関連書籍(「会計検査のあらまし」)と同様の内容であるにしても、処分庁が市販されているものを開示したということにはなり得ない。

(3) 審査請求人のその他の主張

その他、審査請求人は、3号開示請求が間違いであるなら、処分を保留すべきであり、このような不開示決定通知書(3号不開示決定)を送ってくること自体、処分の無駄であるなどと主張しているが、これらについての諮問庁の所見は、前記2で説明したとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成24年(情) 諮問第3号及び平成24年(情)諮問第4号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成24年12月20日 諮問書の収受
- ② 平成25年 3月 1日 諮問第3号及び第4号の併合
- ③ 同年 5月 9日 諮問庁から意見書を収受
- ④ 同年 6月17日 審査請求人から資料を収受
- ⑤ 同年 6月19日 審査請求人から意見書を収受
- 同年 6月21日 審査請求人から追加意見書及び追加資料を 収受
- 同年 6月25日 委員交代に伴う所要の手続の実施、諮問庁 (会計検査院第2局厚生労働検査第1課長 ほか)からの口頭説明の聴取、4号対象文 書の見分及び審議
- ⑧ 同年 7月23日 審議
- ⑨ 同年 8月12日 審査請求人から追加意見書及び追加資料を 収受
- ⑩ 同年 8月30日 審議
- ① 同年12月 2日 審議
- ⑫ 平成26年 4月21日 審議
- 同年 6月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 平成24年(情)諮問第3号関係

(1) 3 号請求文書について

3号請求文書は、3号開示請求の開示請求書の記載によれば、「2012年(平成24年)10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が内閣総理大臣または厚生労働大臣に対して行なった公表されていない行政内部の勧告文書。」であり、当該開示請求に対し、処分庁は、3号請求文書を作成しておらず、保有していないことを理由に不開示決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、「3号請求文書として、何らかの文書が存在する可能性がある」などとして、3号不開示決定の取消しを求めているため、以下、3号不開示決定の当否を検討することとする。

(2) 3号請求文書の不存在について

諮問庁は、会計検査院には、行政内部において勧告する権限がないことから、行政内部の勧告文書を作成又は保有することはなく、仮に審査請求人が会計検査院法第36条の規定による処置要求を勧告と認識したものと解した場合でも、本件処置要求「生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について」(厚生労働大臣宛ての公文書)は、3号開示請求の時点で既に公表されていたことから、3号請求文書は存在しないと説明している。

当審査会において会計検査院の業務内容及び権限並びに同院のホームページに掲載されている公表資料を確認するなどして調査した結果、このような諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、同院において3号請求文書を保有していないとする諮問庁の説明は納得することができる。

なお、今後、本件のように、会計検査院において請求文書を保有していない場合であっても、同院が保有する文書について明らかな誤解がある場合は、たとえ開示請求書に請求文書が不存在であるときは不存在の通知を求める旨の記載があるとしても、処分庁は、開示請求に係る手続において、原則として、開示請求者に対し、誤解があることをあらかじめ説明するなど、より適切な対応が望まれる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論 を左右するものとは認められない。 (4) 3号不開示決定の妥当性について

以上のことから、会計検査院において3号請求文書が存在すると認める理由はないので、不存在を理由とした3号不開示決定は妥当であると判断した。

- 2 平成24年(情)諮問第4号関係
 - (1) 4 号対象文書について

4号請求文書は、4号開示請求の補正後の開示請求書の記載によれば、「2012年(平成24年)10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果を受けて、会計検査院が会計検査院法第36条に基づいて作成された行政文書。」であり、当該開示請求に対し、処分庁は、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求「生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について」(24年10月19日付け厚生労働大臣宛ての公文書)の全文の写し(4号対象文書)を特定し、その全部を開示する決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、4号対象文書は市販物であって行政文書ではないにもかかわらず情報公開法に基づいた処分を行っており不当であり、また、4号対象文書以外に4号請求文書が存在するはずであるなどとして、4号全部開示決定の取消しを求めているため、以下、4号全部開示決定の当否を検討することとする。

- (2) 4号対象文書の特定の妥当性について
 - ア 諮問庁は、4号対象文書を特定したことについて、次のとおり説明 している。
 - (ア) 会計検査院は、会計検査院法第36条の規定により、検査の結果、法令等に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁等に対して処置要求等をすることができるとされている。そして、4号開示請求の請求内容のうち「2012年(平成24年)10月20日(土)~21日(日)に、新聞(朝刊)紙上で記事となった生活保護法における生業扶助の技能修得費での検査結果」とは、特定年月日の新聞に掲載されている検査結果を指すものと思料され、この検査結果は、会計検査院法第36条の規定に基づく処置要求(「生活保護における就労支援(生業扶助の支給)について」)として、24年10月19日付けで厚生労働大臣宛てに公文書にて発遣されているものである。

また、開示請求書の「行政文書の名称」については、正式な名称

である必要はなく、行政機関の職員において開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足りると解されている。

(イ) 4号対象文書は、厚生労働大臣宛てに発遣された公文書の写しで、 行政文書として管理されているものであり、それが検査報告及び関連書籍(「会計検査のあらまし」)と同様の内容であるにしても、 処分庁が市販されているものを開示したということにはなり得ない。

これらの点を踏まえれば、処分庁が、4号開示請求に対して4号対象文書を特定したことは妥当なものである。

- イ 当審査会において4号対象文書を見分するなどして調査した結果、 次の理由から、会計検査院において、4号対象文書の外に開示請求の 対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。
 - (ア)情報公開法における「行政文書」とは、情報公開法第2条第2項において、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいうと規定されており、また、同項ただし書第1号には、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは行政文書から除くこととされている。

そして、4号対象文書は、市販されている「平成23年度決算検査報告」及び「会計検査のあらまし一平成24年会計検査院年報一」の記載内容と同様の内容ではあるものの、それ自体ではなく、また、会計検査院第2局厚生労働検査第1課において行政文書ファイル「平成23検査報告年度意見表示・処置要求」につづられている行政文書であると認められる。

(4) 審査請求人は、会計検査院が4号対象文書の原本である厚生労働 大臣宛ての公文書のみを発遣することはなく、通知文書等に添付す る方法によるはずであり、4号対象文書の外に特定すべき文書が存 在すると主張している。

しかし、諮問庁によると、会計検査院法第36条の規定に基づく 処置要求が記載された公文書は、それ自体を主務官庁等宛てに発遣 するものであり、4号対象文書の原本である厚生労働大臣宛ての公 文書についても、同様に、当該公文書のみを厚生労働大臣宛てに発 遣したものとのことである。 このような諮問庁の説明に特段不自然な点は認められず、また、 この他4号対象文書以外に4号請求文書に該当する文書の存在をう かがわせる事情は認められない。

ウ なお、審査請求人が3号不開示決定は処分の無駄であると主張していることなどを鑑みると、審査請求人にとっては、なぜ、3号開示請求と4号開示請求を1件の開示請求として取り扱うことができずに別々の開示決定等が行われたのかについて理解を十分に得られていないと考えられる。今後、本件のような「補正の申立て」が行われた場合は、処分庁において、「補正の申立て」と当初の開示請求とはその趣旨・内容が異なるものであるため、補正はできず、1件の開示請求として取り扱うことはできないことを丁寧に説明するなど、より適切な配慮が望まれる。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、4号対象文書には会計検査院長の公印や割り印がない 一方で、厚生労働省に対する開示請求の結果、厚生労働省が保有する公 文書には同院長の公印や割り印が存在することが判明したことから、4 号対象文書が行政文書として管理されているという諮問庁の説明は虚偽 であると主張している。

しかし、諮問庁によると、4号対象文書は、最終的な検査官会議の議決を経て処置要求の記述内容が確定した後、会計検査院長の公印や割り印を押印する前に、その写しとして作成されたものであり、当該写しを行政文書として保有しているとのことである。

当審査会において4号対象文書を見分した結果、このような諮問庁の 説明に特段不自然な点は認められず、また、諮問庁の説明を覆すに足り る事情も認められないため、審査請求人の主張を採用することはできな い。

また、審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

(4) 4号全部開示決定の妥当性について

以上のことから、会計検査院において4号対象文書の外に開示請求の 対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、4号 対象文書を特定した4号全部開示決定は妥当であると判断した。

> 会計検査院情報公開·個人情報保護審査会 委員 山 舖 弥一郎

委員山岸敬子委員大塚成男

諮問番号:平成24年(情)諮問第2号

事 件 名:会計検査院職員の懲戒処分等に係る文書(平成21年度から23年

度までの3年度分)の一部開示決定に関する件

諮問日:平成24年12月17日

答申番号:答申(情)第60号

答 申 日:平成26年10月31日

答申書

第1 審査会の結論

会計検査院職員の懲戒処分等に係る文書(平成21年度から23年度までの3年度分)として特定された下記の①から⑥までの文書(以下「本件対象文書」という。)につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

- ① 国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分に係る 処分説明書(21年度)(計2枚。以下「文書1」という。)
- ② 国家公務員法に基づく懲戒処分に係る処分説明書(22年度)(計6 枚。以下「文書2」という。)
- ③ 国家公務員法に基づく懲戒処分に係る処分説明書(23年度)(計2 枚。以下「文書3」という。)
- ④ 会計検査院職員の訓戒等に関する規程(平成21年8月6日会計検査 院長)に基づく措置書等(21年度)(計5枚。以下「文書4」という。)
- ⑤ 会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づく措置書等(22年度) (計1枚。以下「文書5」という。)
- ⑥ 会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づく措置書等(23年度) (計3枚。以下「文書6」という。)

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が24年10月19日付け240普第273号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

会計検査院職員の懲戒処分、内部処分を情報開示請求したところ、肝心の処分理由について記載した箇所が墨塗りで全く内容が分からない状態である。他の省庁にも同様の請求をしているが、個人情報を特定する情報以外は、しっかり情報開示している官庁が大半である。その中で、会計検査院は自らの組織に不都合な情報だから隠蔽している、と言わざるを得ない。保身を図っているように見受けられ、その卑小さに哀しみを覚える。情けない。そのため審査請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、24年9月19日付けで、「会計検査院の職員に対する、内部処分(口頭注意や厳重注意、訓告など)、懲戒処分など全処分の詳細の内容を記した文書一式(期間は、2009年4月1日~2012年3月31日までの3年間分)。ただし、病気休職処分等の制裁的な性格を有しない処分は除く。」の開示を求めたものである。

これに対し、処分庁は、上記の開示請求の対象文書として、文書1から文書3まで(以下「本件対象処分説明書」という。)及び文書4から文書6まで(以下「本件対象措置書等」という。)を特定し、これらについて、24年10月19日付けで、次のとおり一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

すなわち、本件対象処分説明書に記録された情報のうち、①「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名(ふりがな)」、「官職」、「級及び号俸」の各欄に記録されている所属部課の名称、氏名(ふりがな)、官職の名称、俸給表・職務の級・号俸に関する情報及び②「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」の各欄に記録されている日付(発令等を行った月日)に関する情報、「処分の理由」欄に記録されている非違行為(国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する行為をいう。以下同じ。)の行われた事実に関する情報並びに本件対象措置書等に記録された情報のうち、③所属部課の名称、氏名(ふりがな)、官職の名称に関する情報及び④発令を行った月日及び非違行為の行われた事実に関する情報については、情報公開法第5条第1号本文が規定する「個人に関する情報」に該当し、また、同号

ただし書イが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものではなく、その他同号ただし書口及びハにも該当しないため、情報公開法第5条第1号本文の規定により不開示とした(以下、上記①、②、③及び④を合わせて「本件不開示部分」という。)。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、上記一部開示決定を不服とし、24年11月5日付け で審査請求を提起した。

2 処分説明書及び措置書等の記載情報

(1) 処分説明書の記載情報

国家公務員(職員)に対する懲戒処分は、職員が一定の義務違反を行った場合に、国が使用者として有する権限に基づき、その責任を確認し公務員関係における秩序を維持する目的をもって当該職員に科する行政上の制裁とされている。具体的には、懲戒権者が職員に対し、非違行為を行った場合に科す制裁であり、当該職員の責任を問い、戒めることを目的とするものである。

そして、国家公務員法第89条第1項の規定により職員に対して懲戒処分を行う場合においては、懲戒権者は、当該職員に対し、当該処分の事由を記載した処分説明書を交付しなければならないとされている。処分説明書の記載事項は、「処分説明書の様式および記載事項等について」(昭和35年4月1日職職-354人事院事務総長発。以下「人事院様式」という。)において定められているところであり、具体的には、「1処分者」欄には処分者の官職及び氏名を、「2被処分者」欄には被処分者の所属部課、氏名(ふりがな)、官職及び職務の級号俸を、「3処分の内容」欄には処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第26条による承認の日、刑事裁判との関係(起訴日)、国家公務員法第85条による承認の日及び処分の理由を記載することとされている。

そして、人事院様式によれば、処分の理由の欄には処分の理由を具体的かつ詳細に事実を挙げて記入することとされており、会計検査院においては処分の理由の欄の標準的な記載について、非違行為を行った日時及び場所、非違行為を行うに至るまでの職員の言動、非違行為の具体的な内容、非違行為を受けた者の言動、非違行為に関与した第三者の言動等を明らかにした上で、根拠規定、処分理由、処分の種類等を示すもの

としている。

(2) 措置書等の記載情報

会計検査院においては、会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づき、事務総局の職員が非違行為を行った場合において、当該非違行為の内容及び発生時の状況等を総合的に判断し、国家公務員法に規定する懲戒処分をするに至らない非違行為に対する指導監督上の措置として特に戒める必要がある場合において、当該職員又はその監督者に対して訓戒、厳重注意又は注意(以下、これらを総称して「措置」という。)を行うこととされている。具体的には、懲戒処分をするに至らないが、非違行為を繰り返し行うなど、その責任の程度が重い場合には訓戒が、軽微な事態である場合には注意が、訓戒及び注意に該当しない場合には厳重注意が行われることとされている。

事務総局の職員に対して措置を行うに当たっては、当該措置が訓戒ないし厳重注意である場合には文書を交付することによって行い、当該措置が注意である場合には口頭により行うこととされている(以下、訓戒ないし厳重注意を行うために交付された文書及び注意を行う際に読み上げる文書を総称して「措置書等」という。)。そして、措置書等の記載事項は、それぞれ、措置の種別、対象職員の所属部課の名称、氏名(ふりがな)、官職、当該措置の理由となる非違行為の具体的内容及び措置の発令を行った年月日並びに措置を行う者の官職及び氏名となっている。

そして、会計検査院においては標準的な措置の理由となる非違行為の 具体的内容の記載については、処分説明書における処分の理由の記載に 準ずるものとしている。

- 3 本件不開示部分の不開示情報該当性
 - (1) 情報公開法第5条第1号本文該当性
 - ア 会計検査院における懲戒処分等に関する情報の取扱い

懲戒処分及び措置(以下、これらを総称して「懲戒処分等」という。) については上記2で述べたとおり、懲戒処分は公務員関係における秩 序を維持する目的をもって当該職員に科する制裁として行うものであ り、措置は懲戒処分をするに至らない非違行為に対する指導監督上の 措置として行うものである。

このため、懲戒処分の被処分者及び措置の対象職員(以下、これらを総称して「被処分者等」という。)においては、懲戒処分等に関する情報は、自己の資質、人格又は名誉等に密接に関わる当該職員固有

の情報であるとして、他人に知られたくないと望むのが通常であると 考えられるところである。

このような懲戒処分等の性格からして、被処分者等が行った非違行為の内容、処分を行う者及び措置を行う者(以下、これらを総称して「処分者等」という。)が行った懲戒処分等の内容、執行状況等に関しては、その取扱いには細心の配慮がなされるべきものであり、会計検査院においても、これらに係る情報については、処分者等、被処分者等及び関係事務担当官のみが知り得る情報であるとされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知ることができないものとされている。

イ 本件対象文書の情報公開法第5条第1号本文該当性

情報公開法第5条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては不開示情報に該当すると規定している。そして、本件対象文書には、前記2で述べたように、各被処分者等の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分等に関する記載が、当該被処分者等の氏名、所属、官職等と共に記載されているものであり、本件対象文書に記載された情報は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。

(2) 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

ア 会計検査院における懲戒処分の公表

人事院は、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、「懲戒処分の公表指針について」(平成15年11月10日総参一786人事院事務総長発。以下「指針」という。)を発出し、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示している。指針においては、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分を公表対象とし、公表する内容としては、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとしている。各府省等においては、指針に従い懲戒処分の適正な公表に努めるとされており、その取扱いは会計検査院においても同様である。

イ 本件対象処分説明書の不開示部分の情報公開法第5条第1号ただし

書イ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件対象処分説明書に係る懲戒処分は指針において公表対象とされている懲戒処分に該当するものではなく、現に会計検査院においても公表していないものであり、今後も公にする予定がないことから、本件対象処分説明書の不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する情報に該当しないものと認められる。

ウ 本件対象措置書等の不開示部分の情報公開法第5条第1号ただし書 イ該当性

前記アで述べたとおり、懲戒処分については指針により公表することとされているが、懲戒処分をするに至らない非違行為に対して行われる措置については指針の公表対象に該当しないものである。

このように、本件対象措置書等に係る措置は、指針において公表対象とされているものではなく、現に会計検査院においても公表していないものであり、今後も公にする予定がないことを踏まえると、上記イと同様に判断すべきものであり、本件対象措置書等の不開示部分についても情報公開法第5条第1号ただし書イに規定する情報に該当しないものと認められる。

(3) 情報公開法第5条第1号ただし書口該当性

情報公開法第5条第1号ただし書口は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、本件不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書口に該当しないものと認められる。

(4) 情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性

情報公開法第5条第1号ただし書ハは、当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については同号本文に規定する不開示情報には該当しないものと規定している。しかし、被処分者等が公務員であっても、懲戒処分等を受けることは、当該被処分者等が担任する職務遂行の内容に係る情報とはいえない

ことから、本件不開示部分は情報公開法第5条第1号ただし書ハに該当しないものと認められる。

(5) 部分開示の適否

情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件対象処分説明書のうち、「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名(ふりがな)」、「官職」及び「級及び号俸」の各欄に記録されている所属部課の名称、氏名(ふりがな)、官職の名称及び俸給表・職務の級・号俸に関する情報並びに本件対象措置書等のうち、所属部課の名称、氏名(ふりがな)及び官職の名称に関する情報は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するため、これらを部分開示することはできないものと認められる。

また、本件対象処分説明書のうち、「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」の各欄に記録されている日付(発令等を行った月日)に関する情報及び「処分の理由」欄に記録されている非違行為の行われた事実に関する情報並びに本件対象措置書等のうち、発令を行った月日及び非違行為の行われた事実に関する情報については、これらを公にした場合、当該被処分者等の所属部課等の同僚・知人等当該非違行為に関連した何らかの情報を承知し得る関係者には、当該各被処分者等が誰であるかを推測の上ではあるものの特定することができ、その結果、開示部分とあいまって、非違行為の内容、懲戒処分等の内容、執行状況等の当該各被処分者等にとって他者に知られたくない機微な情報が当該関係者に知られることになり、当該被処分者等の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これらについても部分開示することはできないものと認められる。

(6) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件対象文書の一部を不開示とした処分は適法であり、妥当なものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成24年12月17日 諮問書の収受
- ② 平成25年 3月28日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 4月23日 委員交代に伴う所要の手続の実施、諮問庁 の職員(会計検査院事務総長官房人事課長 ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文 書の見分及び審議

- ④ 同年 6月25日 審議
- ⑤ 同年10月30日 審議
- ⑥ 平成26年 3月26日 審議
- (7) 同年 7月23日 審議
- ⑧ 同年 9月16日 審議
- 9 同年10月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、24年9月に行われた開示請求に対し、処分庁が本件対象文書を開示請求の対象文書として特定した上で、同年10月に本件対象文書の一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年11月に審査請求人より、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年12月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を 対象として、以下、その当否を検討することとする。

- 2 本件対象文書及び本件不開示部分について
 - (1) 懲戒処分等は、以下のとおりとなっている。
 - ア 懲戒処分は、国家公務員(職員)において、国家公務員法第82条 第1項各号に規定する非違行為があったときに、当該職員に科せられ る行政上の制裁であり、免職、停職、減給及び戒告の各処分がある。
 - イ 措置は、会計検査院の職員において、会計検査院職員の訓戒等に関する規程に規定する非違行為があったときに、当該職員に行う指導監督上の措置であり、訓戒、厳重注意及び注意の各処分がある。
 - (2) 本件対象文書を見分したところ、懲戒処分は、減給4件及び戒告1件の計5件であり、また、措置は、訓戒1件、厳重注意4件及び注意4件の計9件であることが認められる。
 - ア 本件対象処分説明書は、懲戒処分を科せられた国家公務員に対し、 処分の内容、理由等を通知するために、国家公務員法第89条第1項 に基づき、処分の事由を記載して、処分を行う者から被処分者に対し て交付された処分説明書の写しであり、その様式は、人事院様式にお いて定められているものである。

本件対象処分説明書は、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「(教示)」欄のほか、②処分を行う者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名(ふりがな)、

官職、俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分 発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類 及び程度等並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設け られている。

処分庁は、「2 被処分者」欄のうち、所属部課、氏名(ふりがな)、 官職、級及び号俸並びに「3 処分の内容」欄のうち、処分発令日、 処分効力発生日、処分説明書交付日及び処分の理由の記載の一部について、情報公開法第5条第1号本文に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示している。

イ 本件対象措置書等は、措置が行われた職員に対し、措置の内容、理由等を通知するために、措置を行う者から措置の対象職員に対して交付された措置書等の写しであり、会計検査院職員の訓戒等に関する規程に基づき作成された文書であって、①措置の対象職員の所属部課、官職及び氏名(ふりがな)、②措置の内容及び理由、③措置の発令日、措置を行う者の官職及び氏名がそれぞれ記載されている。

処分庁は、各措置の対象職員の所属部課、官職、氏名(ふりがな)、 措置の内容及び理由に記載された詳細部分の一部について、情報公開 法第5条第1号本文に該当するとして不開示としており、その余の部 分は開示している。

- 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について
 - (1) 情報公開法第5条第1号本文該当性について

本件対象文書には、被処分者等の非違行為の内容及びこれに対する懲戒処分又は措置に関する情報が、当該被処分者等の氏名(ふりがな)、所属、官職等とともに記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、全体として当該懲戒処分又は当該措置の対象となった職員に係る情報公開法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (2) 情報公開法第5条第1号ただし書該当性について
 - ア 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性について検討すると、会計検査院における懲戒処分等の公表については、指針に基づき取り扱うこととされ、懲戒処分については、「減給」の事案(4件)及び「戒告」の事案(1件)であり、指針に照らすと、「減給」及び「戒告」の事案は、職務に関連しない行為に係るものであることから、公表対象ではない。また、措置については、懲戒処分に当たらないことから、公表対象に該当せず公表していない。

したがって、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当するとは認 められない。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書口及びハ該当性について

情報公開法第5条第1号ただし書口該当性について検討すると、本件不開示部分に記載された情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないことから、同号ただし書き口に該当するとは認められない。

また、情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性について検討すると、被処分者等が公務員であり、当該事案の中に被処分者等の職務に関係する部分が含まれているとしても、懲戒処分等を受けることは、被処分者等に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められない。

- (3) 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について
 - ア 情報公開法第6条第2項の部分開示の可否について検討すると、本件対象処分説明書「2 被処分者」欄のうち、所属部課、氏名(ふりがな)、官職、級及び号俸の部分並びに本件対象措置書等の所属部課、官職及び氏名(ふりがな)の記載部分については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するため、これを部分開示することはできない。
 - イ 次に、本件対象処分説明書「3 処分の内容」欄のうち、処分発令 日、処分効力発生日及び処分説明書交付日に記載された部分及び処分 の理由に記載された詳細部分(別表の2欄に掲げる部分以外の部分) 並びに本件対象措置書等本文中の詳細部分(別表の2欄に掲げる部分 以外の部分)及び措置書等交付日記載部分については、これらを公に した場合、同僚、知人その他関係者においては、当該被処分者等が誰 であるかを知る手掛かりとなり、その結果、特定の個人が識別され、 懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者等にとって他者 に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、 個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これを部 分開示することはできない。
 - ウ 他方、別表の2欄に掲げる部分は、被処分者等の非違行為のおおよ その内容が記載されているにすぎず、特定の個人を識別できるほどの 詳細かつ具体的な情報が含まれているとは認められないことから、特 定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くこと により、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認め

られ、情報公開法第6条第2項に基づき、部分開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を 左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきである としている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当で あるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開·個人情報保護審査会

委員山舖弥一郎委員山岸敬子委員大塚成男

(別表)

(加及)		0	問 子 才 ス ト	
1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分		
文書 1	1 枚目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1行目1文字目から5文字目まで、2 4文字目から26文字目まで、37文字目 字目 2行目1文字目から5文字目まで、3 5文字目から5文字目まで、3 5文字目から行末まで 3行目1文字目及び2文字目、5文字目から11文字目まで 5行目11文字目から行末まで 6行目全て 7行目1文字目から5文字目まで、1 6文字目から24文字目 字目及び37文字目	
	2枚目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1 行目 1 文字目から 3 文字目まで、8 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 1 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目及び 2 文字目、9 文字目から17 文字目まで、2 2 文字目から行末まで 4 行目 1 文字目から4 文字目まで、1 5 文字目から行末まで	
文書 2	1 枚 目	処分の理由に記載された詳細部分	1 文 5 1 文 5 1 文 5 1 1 文 5 1 1 文 5 1 2 3 1 1 文 5 1 3 1 1 文 5 2 3 1 1 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5	
	2枚目		1行目1文字目から19文字目まで、 31文字目から行末まで 2行目1文字目及び2文字目、11文 字目から行末まで	

1 文書の区分		2	開示することが妥当な部分
文書 2	3 枚 目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1行目1文字目から5文字目まで、2 7文字目から29文字目まで、34文字目から29文字目まで、34文字目まで 2行目7文字目から15文字目まで、37文字目から行末まで 37文字目から行末まで3行目1文字目から5文字目まで、1 0文字目から19文字目まで、25文字目から行末まで 4行目全て 5行目1文字目から14文字目まで、 18文字目から行末まで
	5 枚目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、2 9 文字目から行末まで 2 行目 1 文字目から 7 文字目まで 3 行目 2 8 文字目から行末まで 4 行目 1 文字目から2 9 文字目まで、 3 5 文字目から行末まで 5 行目全て
	6 枚目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1 行目 1 文字目から 8 文字目まで、2 1 文字目から 3 9 文字目まで 2 行目 2 文字目から行末まで
文書 3	1枚目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、3 3 文字目から 3 6 文字目まで 2 行目 4 文字目から 8 文字目まで、1 6 文字目から 3 2 文字目まで
	2枚目	処分の理由に 記載された詳 細部分	1 行目 1 7 文字目から 2 0 文字目まで、3 5 文字目から 2 3 文字目まで、2 行目 1 文字目から 2 3 文字目まで、4 0 文字目 3 7 行目 1 文字目から 3 5 文字目まで 4 行目 3 文字目から 3 5 文字目まで、5 行目 1 文字目から 1 0 文字目から 3 6 文字目まで、1 9 文字目から 3 3 文字目から 3 3 で、1 9 文字目から 3 3 で、1 9 文字目から 3 3 で、1 9 文字目から 7 文字目から 7 大字目から 7 大字目がら 7 大字 7 大

1 文書の区分		2	開示することが妥当な部分
文書 4	1枚目	措置書等本文 中の詳細部分	1行目7文字目から18文字目まで 2行目20文字目から行末まで 3行目1文字目から4文字目まで、2 6文字目から29文字目まで
	2枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 7 文字目から1 8 文字目まで 2 行目 1 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から4 文字目まで、1 5 文字目及び16 文字目
	3枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 7 文字目から18 文字目まで 2 行目15 文字目から行末まで 3 行目1 文字目から4 文字目まで、1 5 文字目から25 文字目まで
	4 枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 7 文字目から18 文字目まで 2 行目15 文字目から行末まで 3 行目1 文字目から4 文字目まで、1 5 文字目から25 文字目まで
	5 枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 7 文字目から 1 8 文字目まで 2 行目 1 5 文字目から行末まで 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、1 5 文字目から 2 5 文字目まで
文書 5	1枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、 2 5 文字目から 2 9 文字目まで 2 行目 1 0 文字目から行末まで 3 行目全て
文書 6	1 枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、 2 4 文字目から 2 7 文字目まで、 3 2 文字目及び 3 3 文字目 2 行目 1 文字目から 1 9 文字目まで、 2 5 文字目から 3 1 文字目まで、 2 5 文字目から 9 文字目まで、 2 6 文字目から行末まで 6 行目全て 7 行目 1 文字目から 2 5 文字目まで 8 行目 1 4 文字目から 2 0 文字目まで、 3 3 文字目から行末まで 9 行目 1 文字目から 3 文字目まで
	2枚目	措置書等本文 中の詳細部分	1 行目全て 2 行目 6 文字目から 1 7 文字目まで、 2 3 文字目から行末まで 3 行目全て

1 文書の区分		2 開示することが妥当な部分	
文書 6	3 枚目	措置書等本文中の詳細部分	1 行目 1 文字目から 5 文字目まで、1 6 文字目及び 1 7 文字目、2 2 文字目 から行末まで 2 行目 1 文字目、1 3 文字目から 2 4 文字目まで、2 8 文字目から 3 1 文字 目まで 3 行目 9 文字目から行末まで

諮問番号:平成25年(情)諮問第1号 平成25年(情)諮問第2号

事 件 名:東京地方裁判所から提出された支出証拠書類のうち東京第三検察審 査会に係る検察審査員の日当等が分かる文書(平成21年4月分か ら7月分まで)の一部開示決定に関する件

> 平成23年3月及び24年11月の行政文書開示決定に当たり会計 検査院と最高裁判所との間で取り交わされた開示の可否に関する意 見照会及び回答に係る文書の一部開示決定に関する件

 諮問日:平成25年 2月 6日(平成25年(情)諮問第1号)

 平成25年 5月27日(平成25年(情)諮問第2号)

答申番号: 答申(情) 第61号(平成25年(情) 諮問第1号) 答申(情) 第62号(平成25年(情) 諮問第2号)

答申日:平成26年12月3日

答申書

第1 審査会の結論

1 平成25年(情)諮問第1号関係

東京地方裁判所から提出された支出証拠書類のうち東京第三検察審査会に係る検察審査員等の日当等の支出が明記されている文書(平成21年度21年5月分から同年7月分まで)(以下「文書1」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示としている部分について、別表の4欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

2 平成25年(情)諮問第2号関係

会計検査院が23年3月4日付け230普第50号により行った一部開示決定及び24年11月22日付け240普第310号により行った一部開示決定に当たり、同院と最高裁判所との間で取り交わされた開示の可否に関する意見照会を求めたことが分かる文書及びその回答文書として特定された下記の①から⑦までの文書(以下、これらの文書を文書1と合わせて「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示としている部分について、別表の4欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

- ① 24年10月25日付け意見照会に係る電子メール本文を印刷した文書(以下「文書2」という。)
- ② 文書 2 に添付されている「開示請求対象文書一覧(リスト)」及び「不 開示部分一覧表」(以下「文書 3 」という。)
- ③ 24年11月9日付け回答に係る電子メール本文を印刷した文書(以下「文書4」という。)
- ④ 文書4に添付されている「不開示部分一覧表」(以下「文書5」という。)
- ⑤ 23年2月24日付け「行政文書の開示等に関する意見について(照 会)」と題する文書(以下「文書6」という。)
- ⑥ 23年3月2日付け「行政文書の開示等に関する意見について(2月24日付け231普第109号に対する回答)」と題する文書(以下「文書7」という。)
- ⑦ 文書 7 に添付されている「不開示部分一覧表」(以下「文書 8 」という。)

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第3条の規定に基づく開示請求に対して、処分庁である会計検査院事務総長が行った24年11月22日付け240普第310号により行った一部開示決定(文書1を対象。平成25年(情)諮問第1号関係。以下「1号決定」という。)及び25年3月26日付け250普第63号により行った一部開示決定(文書2から文書8までを対象。平成25年(情)諮問第2号関係。以下「2号決定」という。また、以下、1号決定と2号決定を合わせて「原処分」という。)を取り消し、審査請求人が開示すべきとする部分の開示を求めるというものである。

そして、本件審査請求が行われた後、処分庁は、原処分を変更し、後記第3の1(1)エのとおり、本件対象文書の一部を追加して開示する旨の決定(以下「変更処分」という。)を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち、 審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示とされて いる部分の取消しを求めるものに変更している。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 文書1は、東京第三検察審査会が開催した検察審査会議に出席した 検察審査員等の交通費、日当等(以下「旅費」という。)の支出に係 る支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書、請求書等であるが、 処分庁が23年3月4日付け230普第50号により行った一部開示 決定(以下「別途決定」という。)と1号決定を比較すると、明らか に開示と不開示に差があり、このような不公平な措置に納得がいかな い。

すなわち、別途決定の場合、請求書に記載されている公職の身分を有する特定の個人の氏名(被疑者名)が開示されており、黒塗りになっていない。また、検察審査員等が検察審査会議に出席した年月日(出頭年月日)のうち検察審査会の議決日も開示されている。ところが、1号決定では、請求書に記載されているはずの公職の身分を有する特定の個人の氏名(被疑者名)が黒塗りになっていて、また、支出負担行為即支出決定決議書及び請求書に記載されている出頭年月日のうち検察審査会の議決日も黒塗りとなっている。別途決定と1号決定において開示・不開示の取扱いが異なることは整合性が図られず、開示請求者にとって情報に混乱を来すもとになり、会計検査院に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

よって、請求書に記載されている公職の身分を有する特定の個人の 氏名(被疑者名)と、支出負担行為即支出決定決議書及び請求書に記載されている検察審査会の議決日については、開示されるべきである。

イ 検察審査会法(昭和23年法律第147号)第26条は、「検察審査会議は、これを公開しない。」と規定されているが、これは、検察審査会議に一般傍聴者を入れずに関係者だけで会議を行う意味と解される。また、同法第44条は、「検察審査員(中略)が、検察審査会議において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見(中略)若しくはその多少の数(中略)その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

よって、秘密とされるものは検察審査会議の評議の中身であって、 出頭年月日等の検察審査会の運営全般に係る情報については、開示されるべきである。

- ウ 会計検査院は、同院の関係部局の直通電話番号、最高裁判所の関係 部局の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び担当職員個人の電子 メールアドレスの不開示理由を、いたずらや偽計等に使用され、国の 機関が必要とする部外との連絡に支障を来すなどと主張しているが、 これまで、このような事例があったのか。過去に、このような不都合 があったから、現在、このようにしているという具体例がなければ納 得がいかない。
- エ 文書8をみると、会計検査院が別途決定を行うに際して、最高裁判所は、特定の被疑者名、被疑事件名及び事件番号について、現に「公に」なっているため開示相当である旨の回答をしているにもかかわらず、2号決定において、これらの情報を不開示としたのは、情報公開法の目的を否定するものであり、国民の知る権利を阻害している。しかも、私は、別途決定で、既に会計検査院から黒塗りなしの文書の提示を受けており、全く整合性に欠ける。
- (2) 意見書、追加意見書及び口頭意見陳述
 - ア 別表の1欄に掲げる番号③、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱に 対応する3欄に掲げる部分は、開示されるべきである。
 - イ 会計検査院は、出頭年月日(検察審査会議の開催日)を不開示とし ている。これは検察審査会法第26条の規定を理由にするものと思わ れる。しかし、同規定をそのまま読めば、会議公開の原則をとるので はなく、傍聴者を入れずに関係者だけで会議をするということではな いのか。裁判員裁判のように裁判を一般公開しているのと違い、検察 審査会議は関係者が密室で会議を行うという意味だと解釈する。検察 審査員等が検察審査会議に出席したことにより、旅費が公金から支払 われることから、実際に会議が開催されたかどうかは大変に重要なこ とである。検察審査会議の開催日をかたくなに納税者である国民に開 示しないのでは、検察審査会議が本当に開催されたかどうか国民から 疑惑を持たれるのは当然である。仮に、検察審査会議の開催日を開示 したからといって、検察審査員等は何ら不利益を被ることはない。な ぜなら、彼らの氏名は秘匿されていて個人が特定されないからである。 これを開示して困るとすれば、それは検察審査会事務局ではないのか。 検察審査会の運営に不正があったことが発覚するのをおそれ、検察審 査会議の開催日を明らかにできないのではないのか。
 - ウ 検察審査会議に出席した検察審査員等は、請求書に確認印を押すことを義務付けられている。そして、最高裁判所が作成し検察審査員等

として選ばれた者に対して配布している「検察審査会ハンドブック」 中のQ&Aに、「交通費・日当の請求には印鑑が必要ですので、審査 会議当日は印鑑を持参してください。」と記載されている。

よって、検察審査員等が請求書に確認印を押したその日(旅費請求 日)が、検察審査会議の開催日であり、支給決定日であるから、これ ら三つの日付は例外があるかもしれないが、基本的には同一日と解さ れる。旅費請求日及び支給決定日が開示になっている以上、出頭年月 日だけを不開示とすることは合理的ではない。

エ 諮問庁は、追加意見書において、出頭年月日が開示され、検察審査 員等が特定されてしまうと、同人らが、審査事件について、第三者か ら不当な圧力や影響を受け、検察審査会議において検察審査員が自由 闊達な議論を行うことができなくなるおそれがあるなどと主張してい る。

しかし、検察審査員が勤め人ならば、任期6か月間のうち数日間は会社を休むことになり、上司や同僚に了解を得るため検察審査員に選ばれたことを告げなくてはいけない。また、それ以外であっても、家族に告げることになる。よって、検察審査員に選ばれれば、周囲の者はその者が検察審査員になったことを知ることになるが、たとえ知ったとしてもその者がどこの検察審査会で何の審査事件を審査しているかまでは分からない。検察審査員になったことを聞かされたからといって、検察審査員に不当な圧力がかけられるという理屈は考えられない。

- オ 検察審査会の議決後に議決の要旨が、検察審査会事務局の掲示場に 掲示されたということは、世間一般に公表されたということである。 特に、社会的に耳目を集めた審査事件の議決については、報道関係者 は、掲示場に掲示された議決の要旨を写真で撮り、インターネットで 発信しており、誰でも情報が得られる。諮問庁は、追加意見書におい て、議決の要旨に検察審査会の議決日が記載され、これが掲示場に掲 示されている間(7日間)は公にされている状態にあるといえるから、 その間になされた開示請求に対しては開示すると主張しているが、こ の理屈に合理性はない。
 - 一方で、社会的に話題にならない通常の審査事件における議決の場合、国民は、どのような審査事件が、いつどこの掲示場に掲示されるか知る由もない。仮に、社会的に耳目を集めた審査事件について開示請求をするにしても、開示請求書を提出してから開示決定等が行われ

るまで最低でも1か月を要するのに、議決の要旨が掲示場に掲示されている間になされた開示請求には開示するという諮問庁の理屈は的外れであり理解し難い。

よって、議決の要旨が掲示場に掲示されたということは、掲示期間 (7日間)のみ公にされているわけではなく、当該情報がインターネットから削除されない限り発信し続けると考えるべきである。

カ 別途決定では特定の被疑者名及び被疑事件名が開示されているのに、1号決定では黒塗りとなっており、情報開示の統一性が図られていない。別途決定と1号決定の被疑者は、両人ともに公職の身分を有する者であり、被疑事件名も同一である。

会計検査院は、意見書において、被疑者名を不開示とする理由として、このような情報が公になった場合には、個人としての権利利益を害するおそれがあるなどと主張している。しかし、別途決定では、特定の被疑者名と被疑事件名が黒塗りされずに開示されている。上記の理屈を当てはめれば、会計検査院は、氏名が開示された特定の被疑者個人の権利利益を害していることになる。審査事件によって、開示・不開示の箇所が一定ではなく、しかも明確な説明がないのは、会計検査院において恣意的な判断がされているのではないかと推測する。

なお、開示すべき対象を公職の身分を有する者としたのは、民間人と異なり権力側にいる人間であるためであり、検察審査会の議決が、 検察審査会事務局や審査補助員により、結論ありきの一定方向に導か れることを防がなければならず、そこに不正があってはならないと考 えるからである。

- キ 別途決定の請求書をみると、特定の被疑者名として、公職の身分を有する特定の個人の氏名が開示されている。また、その被疑事件名も開示されている。ところが、1号決定の場合、被疑者名及び被疑事件名が黒塗りされていて不開示となっている。私は、これまで、別途決定又は1号決定に係る開示請求のほか、他の検察審査会に係る同様の文書についても開示請求を行っているが、被疑者名及び被疑事件名が開示されたのは、別途決定のみである。別途決定のみを特別扱いするような開示決定等の統一性が図られない開示の仕方は、国民を混乱せしめ、中立・公正を欠いていることは情報公開制度の趣旨に反している行為である。
- ク 諮問庁は、追加意見書において、被疑者名及び被疑事件名が明らか にされると、当該審査事件に係る検察審査員等ごとの旅費の請求書の

枚数が明らかになるなどして特定の審査事件の審査回数等を推知され、審査回数が少ない場合は、結論ありきの前提で十分な審査が行われていないのではないかなどとの批判を受け、また、審査回数が多い場合は、会議の遅延を理由に審査活動が批判を受けるなどと主張しているが、検察審査会議が適正に行われていれば、外部からとやかく言われようが気にする必要はない。

ケ 文書8をみると、審査補助員の解任年月日が黒塗りとなっているが、 なぜ不開示なのか理解できない。審査補助員である弁護士が検察審査 会議に出席した日付は、支出負担行為即支出決定決議書や請求書によ り明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 意見書

(1) 開示決定等の経緯

ア 1号決定

本件開示請求は、24年10月12日付けで、「東京地方裁判所から提出された歳出支出証拠書類のうち、東京第三検察審査会に係る旅費、日当等の支出が明記されているもの(平成21年度4月分~7月分までの歳出支出証拠書類)」の開示を求めたものである。

これに対して、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として文書 1を特定した。

文書1は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第24条第1項の規定及び計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)に基づき東京地方裁判所から会計検査院に提出された支出証拠書類であることから、処分庁は、開示の可否に関して、東京地方裁判所の上位機関たる最高裁判所の意見(不開示とする部分及びその理由)を踏まえて開示決定等を行うことが必要であると考えて、最高裁判所に意見照会を行った。

そして、処分庁は、最高裁判所からの回答を踏まえて、別表の1欄に掲げる番号①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪に対応する3欄に掲げる部分については、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きが規定する不開示情報に、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑨に対応する3欄に掲げる部分並びに請求書の「備考」欄の検察審査員等の出退情報については、情報公開法第5条第6号柱書きが規定する不開示情報に、それぞれ該当するものとして一部開示決定を行い、これを文書(24年11月22日付け240普第310号)により審査請求

人に通知した。

イ 2号決定

本件開示請求は、25年1月17日付けで、「平成23年3月4日230普第50号及び平成24年11月22日240普第310号の行政文書開示決定につき、当方に文書を開示する際、支出証拠書類の一部不開示(マスキング)について、最高裁判所に意見照会を求めたことがわかる文書とその回答書」の開示を求めたものである。

これに対して、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として文書 2から文書8までを特定した。

文書2から文書8までは、会計検査院と最高裁判所との間における 意見照会の過程の文書であることから、処分庁は、開示の可否に関す る最高裁判所の意見(不開示とする部分及びその理由)を踏まえて開 示決定等を行うことが必要であると考えて、最高裁判所に意見照会を 行った。

そして、処分庁は、最高裁判所からの回答を踏まえて、別表の1欄に掲げる番号⑮に対応する3欄に掲げる部分及び文書8の「不開示部分一覧表」の欄外注書きの審査補助員の氏名については、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きが規定する不開示情報に、別表の1欄に掲げる番号⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分については、情報公開法第5条第1号本文が規定する不開示情報に、別表の1欄に掲げる番号⑫、⑬、⑭及び⑯に対応する3欄に掲げる部分並びに文書3、文書5及び文書8の「不開示部分一覧表」の検察審査員等の出退等情報については、情報公開法第5条第6号柱書きが規定する不開示情報に、それぞれ該当するものとして一部開示決定(文書6及び文書7は全部開示)を行い、これを文書(25年3月26日付け250普第63号)により審査請求人に通知した。

ウ 審査請求の提起

審査請求人は、原処分を不服として、25年1月21日付け及び同年5月6日付けで、それぞれ審査請求を提起した。

エ 変更処分及び審査請求の趣旨の変更

諮問庁である会計検査院長は、原処分に対する審査請求について、 当審査会に諮問を行った後、最高裁判所から原処分に係る開示の可否 に関する意見を変更する旨の文書が提出されたことを踏まえるなどし て、25年7月12日付けで、別表の3欄に掲げる部分については、 後記(3)ア及びイのとおり、情報公開法第5条第1号本文及び第6号 柱書きが規定する不開示情報に該当すると認められるため不開示を維持すべきであるが、その他の部分については、情報公開法第5条各号が規定する不開示情報に該当するとは認められないため開示が妥当であると判断する意見書を当審査会に提出した。

処分庁である会計検査院事務総長は、当該意見書を受けて、25年8月2日付け250普第218号及び同日付け250普第219号により原処分を変更し、別表の3欄に掲げる部分を除くその他の部分を開示する旨の変更処分(文書5は全部開示)を行った。

そして、審査請求人は、原処分の変更を受けて、25年8月6日付けで、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示を維持する部分の取消しを求めるものに変更している。

(2) 本件対象文書の概要等

ア 文書1から文書8までの内容等

- (7) 文書1は、会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則に基づき、東京地方裁判所から支出計算書(官署分)の証拠書類として会計検査院に提出されたもののうち、1号決定に係る開示請求に関するもので、具体的には、21年度21年5月分から同年7月分までの支出証拠書類のうち、東京第三検察審査会が開催した検察審査会議に出席した検察審査員等の旅費の支出に係る支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書、請求書等である。
- (イ) 文書 2 は、1 号決定に係る開示請求を受けて、2 4 年 1 0 月 2 5 日付けで、会計検査院の情報公開担当者から最高裁判所の窓口担当者宛てに行った意見照会に係る電子メール本文を印刷した文書であり、最高裁判所の意見(不開示部分一覧表)の同院への送付依頼、開示決定等に係るスケジュール案、同院の情報公開担当者の連絡先等が記載されているものである。
- (ウ) 文書 3 は、文書 2 に添付されている表である。このうち、「開示請求対象文書一覧(リスト)」は、文書 1 の枚数を、提出年月、書類名等別に科目名等と併せて表形式にリストとして示したものである。また、「不開示部分一覧表」は、文書 1 の不開示部分について、文書の種類、不開示部分等ごとに、根拠法令、不開示理由を表形式にして示したものである。
- (エ) 文書 4 は、文書 2 及び文書 3 に対する回答として、2 4 年 1 1 月 月 9 日付けで、最高裁判所の窓口担当者から会計検査院の情報公開

担当者宛てに送られた電子メール本文を印刷した文書であり、最高 裁判所の意見を送付する旨に加え、最高裁判所の窓口担当者の連絡 先等が記載されているものである。

- (オ) 文書 5 は、文書 4 に添付されている表であり、最高裁判所の回答 として、文書 3 のうち「不開示部分一覧表」と同様の項目を表形式 にて示したものである。
- (カ) 文書 6 は、別途決定に係る開示請求が 2 2 年 1 2 月 2 8 日付けで 行われたことを受けて、 2 3 年 2 月 2 4 日付けで、会計検査院第 1 局司法検査課長から最高裁判所事務総局秘書課長宛てに意見照会を 行った文書であり、同院が開示決定等をするに当たり、最高裁判所 の開示の可否に関する意見(不開示とする部分及びその理由)を照 会したいので回答願いたい旨等が記載されているものである。
- (キ) 文書 7 は、文書 6 に対する回答として、2 3 年 3 月 2 日付けで、 最高裁判所事務総局秘書課長から会計検査院第 1 局司法検査課長宛 てに送付された文書であり、最高裁判所の意見を回答する旨に加え、 東京地方裁判所の意見に対し最高裁判所が修正した部分等について の説明等が記載されているものである。
- (ク) 文書 8 は、文書 7 に添付されている表であり、最高裁判所の回答 として、文書 3 のうち「不開示部分一覧表」及び文書 5 と同様の項 目を表形式にて示したものである。
- イ 検察審査会及び検察審査会議の概要等

検察審査会は、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため、地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に置くこととされており、検察官の公訴を提起しない処分(不起訴処分)の当否を審査するなどしている。

検察審査会は、管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定された11人の検察審査員をもって組織される。この中から互選される検察審査会長は、検察審査会議の議長となり、検察審査会の事務を掌理している。なお、検察審査員の選定に当たっては、補欠の検察審査員として、補充員も併せて選定される。検察審査会は、検察審査員全員の出席がなければ、検察審査会議を開き議決することができないとされており、検察審査員が検察審査会議に出席しないときなどは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行う者を選定することとなる。また、検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認める

ときは、弁護士の中から審査事件ごとに1名の審査補助員を委嘱する ことができるとされている。

検察審査会は、審査事件について、検察官への意見聴取、公務所等への照会、申立人又は証人への尋問等の審査手続(審査活動)を経て、その審査結果を議決することとされており、また、毎年3月、6月、9月及び12月にそれぞれ検察審査会議を開かねばならないとされている。そして、検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を招集することができる。これらの検察審査会議は、検察審査会法第26条の規定に基づき非公開とされている。

なお、検察審査会に関する経費は、裁判所の経費の一部として国の 予算に計上しなければならないこととされており、検察審査員、補充 員及び審査補助員には、法令の定めるところにより旅費が支給されて いる。

ウ 処分庁の対応

文書1から文書8までのうち、文書1、文書4、文書5、文書7及 び文書8については、最高裁判所又は東京地方裁判所の作成に係るも のであり、また、文書1から文書8までの全てについては、その重要 な部分が検察審査会の事務に該当するものが含まれると認められる。

これらの状況等を踏まえ、また、文書1から文書8までの不開示情報該当性の有無の検討に当たっては、上記イで述べたような検察審査会の事務に関する事項に知悉していることを要することも考慮すれば、処分庁において開示決定等を行うに当たり、最高裁判所に対して意見照会を行い、その意見を踏まえて開示決定等を行ったことは、適正な対応であったものと思料される。

(3) 不開示情報該当性

諮問庁は、最高裁判所から提出された原処分に係る開示の可否に関する意見を変更する旨の文書が提出されたことを踏まえるなどして、原処分の妥当性を検討した結果、原処分において不開示とした情報のうち、別表の3欄に掲げる部分については、下記ア及びイのとおり、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きが規定する不開示情報に該当すると認められるため不開示を維持すべきであるが、その他の部分については、情報公開法第5条各号が規定する不開示情報に該当するとは認められないため開示が妥当であると判断した。

なお、審査請求人が開示すべきとする部分は、別表の1欄に掲げる番号③、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分

である。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

文書1、文書3及び文書8に記載されている情報について、情報公開法第5条第1号本文該当性の有無を検討すると、以下のとおりである。

- (ア) 別表の1欄に掲げる番号①及び②に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査員等の氏名、住所、振込先金融機関名、店舗名(振込先金融機関名を推認できる情報を含む。)、預貯金種別及び口座番号であり、文書1のうち債主内訳書に記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書イからハまでに該当しないものと認められる。
- (イ) 別表の1欄に掲げる番号④、⑤、⑩及び⑪に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査員等の氏名、住所、印影又は指印の印影及び検察審査員等が検察審査会議に出席するに当たって利用する最寄駅名であり、文書1のうち請求書に記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書イからハまでに該当しないものと認められる。
- (ウ) 別表の1欄に掲げる番号⑥に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査会長の氏名及び印影であり、文書1のうち請求書に記載されているところ、当該部分は、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書イからハまでに該当しないものと認められる。
- (エ) 別表の1欄に掲げる番号①に対応する3欄に掲げる部分は、東京 第三検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び被疑事件名であ り、文書1のうち一部の請求書に記載されているところ、当該部分 は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に 関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」 であり、同号ただし書イからハまでに該当しないものと認められる。
- (オ) 別表の1欄に掲げる番号⑮に対応する3欄に掲げる部分は、検察 審査員の姓であり、文書3の「開示請求対象文書一覧(リスト)」 に記載されているところ、当該部分は、情報公開法第5条第1号本 文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別すること

ができるもの」であり、同号ただし書イからハまでに該当しないものと認められる。

- (カ) 別表の1欄に掲げる番号⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び被疑事件名並びに当該審査に伴い付与された事件番号であり、文書8の「不開示部分一覧表」の「理由」欄及び欄外注書きに記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書イからいまでに該当しないものと認められる。
- イ 情報公開法第5条第6号柱書き該当性

文書1から文書8までに記載されている情報について、情報公開法 第5条第6号柱書き該当性の有無を検討すると、以下のとおりである。

- (7) 検察審査会法第26条は、「検察審査会議は、これを公開しない。」 と規定されており、別表の1欄に掲げる番号①、②、③、④、⑤、 ⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑭、⑮及び⑯に対応する3欄に掲げる部 分には、検察審査会議の検察審査員等に関する情報、検察審査会議 の開催日に関する情報、検察審査会議の審査の対象となった審査事 件に関する情報、検察審査会議の審査回数に関する情報等といった 検察審査会議の情報が具体的に記載されているところ、これらの情 報が公になった場合には、現在又は将来の検察審査会議において、 その事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが ある。
- (4) 別表の1欄に掲げる番号⑫に対応する3欄に掲げる部分は、会計検査院において情報公開等関係の業務を担当している部局の直通電話番号であり、文書2に記載されている。当該部局においては、当該直通電話番号を各種の行政機関、独立行政法人等との連絡に用いているが、一般に公表する扱いとはしていないところである。これらの情報が公になった場合、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外等の連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分は、 最高裁判所において会計検査院と連絡調整を行うなどの業務を担当 している部局の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び担当職員 個人の電子メールアドレスであり、文書2及び文書4に記載されて いる。最高裁判所においては、これらの情報を対外的に公表する扱いとしていないところであり、これらの情報が公になった場合、上記別表の1欄に掲げる番号⑫に対応する3欄に掲げる部分が公になった場合に生ずるおそれと同趣旨のおそれがあるものと認められる。

したがって、上記(ア)及び(イ)に示した情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(情報公開法第5条第6号柱書き)に該当し、不開示情報となるものである。

(4) 部分開示の適否

処分庁は、上記(3)のとおり、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、これを更に細分化して、情報公開法第6条第1項による部分開示をすることはできない。

また、別表の1欄に掲げる番号①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑮ 及び⑰に対応する3欄に掲げる部分(被疑事件名を除く。)は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するため、情報公開 法第6条第2項による部分開示の余地はない。

さらに、別表の1欄に掲げる番号⑦及び⑱に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑事件名は、被疑者が検察官による不起訴処分を受けたことを示す情報でもある。これらを公にした場合、当該被疑者の同僚、知人等、当該審査事件に関連した何らかの情報を承知し得る関係者には、当該被疑者が誰であるかを推測の上ではあるものの特定することができ、当該被疑者が当該審査事件の被疑者とされたこと、また、検察官による不起訴処分を受けたことを知られることとなるものであり、その結果、当該被疑者の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これらについても、情報公開法第6条第2項による部分開示をすることはできない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした変更処分は妥当である。

2 追加意見書

(1) 検察審査会の業務と開示・不開示の基本的な考え方

検察審査会は、衆議院議員の選挙権を有する一般国民の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員により構成され、検察官による不起訴処分の当否の審査を主な業務としている。

そして、こうした業務の性質上、検察審査会の審査は、①起訴前の捜査段階の手続であることから、被疑者その他の関係人の名誉やプライバシーの保護を確保する必要があり、かつ、②捜査の延長としての面から、捜査の秘密を保護しながら行う必要がある。さらに、③検察審査員は、くじにより選ばれた一般国民であるため、審査中はもとより、審査後も審査の有り様について批判を受けたり、事件関係者等から不当な影響を受けたりすることなく、検察審査会議において自由闊達な議論ができるよう保障する必要がある。

そのため、①検察審査会は独立してその職権を行うこと(検察審査会法第3条)、②検察審査会議は、これを公開しないこと(同法第26条)、③検察審査員等が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則(同法第44条)等の規定があり、検察審査会の運営は、これらの規定やその趣旨に則って行われている。そして、検察審査会に関する文書(情報)に対する開示についても、その趣旨に則って行わなければならない。

(2) 不開示情報該当性

審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示 を維持する部分(別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲 げる部分を除く。)の不開示情報該当性について、更に補足して説明す る。

- ア 別表の1欄に掲げる番号③、®及び⑭に対応する3欄に掲げる部分 (出頭年月日)
 - (7) 検察審査員等の任期は6か月であり、その間に、法定された検察審査会議を含め、4回以上の出席を要する。検察審査員等は、各自の仕事やその他の予定を調整して検察審査会議に出席することになり、検察審査員等の周囲の者は、検察審査員等に仕事やその他の予定に支障が生じた年月日を認識することとなる。検察審査員等の周囲の者が上記の年月日を把握し、それと複数の出頭年月日を照合すれば、当該者が検察審査員等であることが明らかとなる。

よって、出頭年月日を開示することは、他の情報との照合により、 特定の個人を識別することができる個人識別情報(情報公開法第5 条第1号本文)に該当するといえる。

そして、出頭年月日が開示されることにより、検察審査員等が特

定されてしまうと同人らが、第三者から、現に審査中の審査事件について不当な圧力や影響を受けたり、過去に審査を行った審査事件について不当な批判を受けたりするおそれがあるため、検察審査員等がそのような事態をおそれて検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては、検察審査会の審査活動に支障が生ずることとなる(情報公開法第5条第6号柱書き)。

現に、著名な審査事件において報道関係者が、検察審査会議の開催日に付近に張り込んで検察審査員を尾行したり、その後、検察審査員であった者の職場を訪れて、同人に不安を覚えさせたという事例が発生している。

(イ)審査請求人は、支出負担行為即支出決定決議書及び請求書に記載されている出頭年月日のうち検察審査会の議決日について、別途決定と1号決定において開示・不開示の取扱いが異なり、整合性が図られていないなどと主張している。

このような審査請求人の主張に対する反論を行うに当たり、次の とおり、その前提を記載する。

a 出頭年月日は、前記(ア)のとおり、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)に該当する。しかし、「審査の結果議決をしたときは」、「その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示」する(検察審査会法第40条)とされているところ、議決の要旨に検察審査会の議決日が記載され、これが掲示場に掲示されている間は、その情報は刑事手続上公にされている状態にあるといえるから、その間になされた開示請求に対しては、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定によって開示することとなる。

そして、出頭年月日は、開示すると検察審査員等が特定されるところ、そのようなことになると、検察審査会議における検察審査員による自由闊達な議論を阻害し、ひいては検察審査会の審査活動に支障が生ずることになるが、上記のとおり公にされている間は、開示したことによって新たに検察審査会の審査活動に支障が生ずるとはいえない。

以上のとおり、議決の要旨が掲示場に掲示されている間に開示 請求がなされた場合は、検察審査会の議決日について、不開示事 由は存在しないこととなる。

b 同様に、再度の不起訴処分の審査(いわゆる第2段階の審査(検

察審査会法第41条の2第1項))において起訴議決がなされた 場合(同法第41条の6)、裁判所から指定された弁護士は、「速 やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければなら ない」ため、当該起訴議決に係る審査事件は同法第41条の10 第1項各号に規定する例外を除き、起訴され、その被疑事実につ いては公判審理で公の目に触れる状態となる。

このように、第2段階の審査において起訴議決がなされた審査事件については、原則として、議決後に起訴され、公判審理において訴訟条件の立証の場面等で公の目に触れる状態になることが予定されていることに鑑みると、同議決の要旨に記載された情報が刑事手続上公にされている状態は、掲示期間終了によって直ちに解消されるのではなく、例外的に同事件に係る訴訟手続終了時、すなわち判決の確定までは継続していると考えることができる。このような考え方に基づき、第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後その判決が確定するまでの間になされた開示請求については、議決の要旨で公になっている情報の限りで、前記 a と同様に、例外的に開示を行う。

上記 a 及び b を前提に、出頭年月日のうち検察審査会の議決日の不開示情報該当性について検討すると、1号決定及び2号決定に係る開示請求は、議決の要旨の掲示期間終了後になされたものであり、当該審査事件は第2段階の審査に至らず、既に審査手続が終了した段階における開示請求であり、かつ、刑事手続上、情報が公になっている段階になされたものではない以上、前記(ア)のとおり、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)であるとともに、検察審査会の審査活動に支障が生ずる情報(同条第6号柱書き)にも該当すると判断したものである。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、議決の要旨の掲示期間終了後になされたものではあるが、当該開示請求の対象審査事件について第2段階の審査において起訴議決がなされ、その判決が確定するまでの間になされたものであるから、現に公とされている段階における開示請求であり、議決の要旨に記載された検察審査会の議決日について不開示事由が存在しないと判断し、これを開示するほかないとしたものである。

なお、別途決定において、第2段階の審査における議決で起訴議 決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後になされた開示請求 に対して、当該開示請求の対象審査事件の第1段階の議決の要旨の 掲示内容である検察審査会の議決日についても開示したが、これは、 第2段階の審査に係る議決の要旨において明らかとされており、か つ、公判審理において公の目に触れる状態となっているからである。

(ウ) また、審査請求人は、「検察審査会ハンドブック」中のQ&Aの 記載から、旅費請求日、出頭年月日及び支給決定日は基本的に同一 日であり、旅費請求日及び支給決定日が開示されているのだから、 出頭年月日だけを不開示とすることは合理的ではないと主張してい る。

しかし、旅費の請求は検察審査員等の出頭年月日(検察審査会議の開催日)に限らずなされ得るものであり、その旅費請求日は、必ずしも出頭年月日とは限らない。そして、出頭年月日は、前記(ア)のとおり、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)であるとともに、検察審査会の審査活動に支障が生ずる情報(同条第6号柱書き)にも該当するため、不開示と判断したものである。

- イ 別表1に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分(被疑者名・被 疑事件名)
 - (7) 検察審査会議の内容は、検察審査会法第26条の規定に基づき公開していない。同条の趣旨は、前記(1)のとおり、①検察審査会の審査が起訴前の捜査段階の手続であるため、被疑者その他の関係人の名誉やプライバシーを保護し、②捜査の秘密を保護する必要があり、かつ、③検察審査会議における検察審査員による自由闊達な議論ができるよう保障する必要があるからである。

現に、審査中の審査事件の被疑者名及び被疑事件名が明らかになれば、まさに検察審査会がいかなる審査事件を審査しているのかが明らかになり、事件関係者による証拠の隠滅を招いたり、検察審査会に対して不当な圧力をかけたりするなどして、検察審査会における適正な判断を困難にし、その審査活動に支障が生ずることとなる(情報公開法第5条第6号柱書き)。

また、議決後に、これらの情報が明らかになった場合でも起訴議 決に至っていない場合は、いわば捜査段階であることに変わりなく、 同様のことが問題となり得る。

さらに、被疑者名及び被疑事件名が明らかになることで、例えば、 当該審査事件に係る検察審査員等ごとの旅費の請求書の枚数が明ら かになるなどして、特定の審査事件の審査回数、審査期間等、会議 の有り様を推知させてしまうものであり、審査回数が明らかになると、審査回数が少ない場合に結論ありきの前提で不十分な審査を行ったのではないかなどの批判を受けるおそれがあり、反対に、審査回数が多い場合には、会議の遅延を理由に審査活動が批判を受けたり、審査の紛糾や検察審査員の意見の多少の数等について様々な憶測を招いたりすることになる結果、検察審査員による自由闊達な議論を阻害することになりかねない(情報公開法第5条第6号柱書き)。

(イ)審査請求人は、請求書に記載されている被疑者名及び被疑事件名 について、別途決定と1号決定において開示・不開示の取扱いが異 なり、整合性が図られていないなどと主張している。

しかし、被疑者名は、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)であり、被疑事件名は、個人の権利利益を害するおそれ(同号本文)にそれぞれ該当するところ、1号決定に係る開示請求は、24年10月12日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件の議決日は、当該開示請求日より以前であって、議決の要旨の掲示期間を既に経過しており、しかも、同議決は起訴議決に至ったものではないことから、前記ア(イ)のとおり、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、22年12月28日 になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は第2段階の 審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の 掲示後その判決が確定するまでの間になされたものであるから、前 記ア(イ)のとおり、議決の要旨に記載された特定の被疑者名及び被 疑事件名は公にされている状態にあるといえ、これらについて不開 示事由は存在しない。

以上の相違点から、異なる対応となった。

ウ 別表の1欄に掲げる番号⑯に対応する3欄に掲げる部分(解任年月 日)

検察審査会が、委嘱の必要がなくなったと認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるときは、これを解嘱することができる(検察審査会法第39条の3)とされており、解嘱は、検察審査会の議決によって行われる。

解任年月日(解嘱年月日)は、解嘱の議決がされた日であり、解任 年月日(解嘱年月日)を明らかにすることは、検察審査会議の開催日 (出頭年月日)を明らかにすることとなる。

よって、前記ア(ア)のとおり、出頭年月日は、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)に該当し、また、出頭年月日が開示されることにより、検察審査員等が特定されてしまうと同人らが、第三者から、現に審査中の審査事件について不当な圧力や影響を受けたり、過去に審査を行った審査事件について不当な批判を受けたりするおそれがあるため、検察審査員等がそのような事態をおそれて検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては検察審査会の審査活動に支障が生ずることとなる(情報公開法第5条第6号柱書き)。

エ 別表の1欄に掲げる番号⑪に対応する3欄に掲げる部分(被疑者名・事件番号)

文書8の「不開示部分一覧表」の「理由」欄及び欄外注書きの被疑者名並びに欄外注書きの事件番号については不開示としている一方で、別途決定では、特定の被疑者名及び事件番号を開示しているが、下記の相違点から、異なる対応となったところである。

被疑者名及び事件番号は、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)に該当するところ、2号決定に係る開示請求は、25年1月17日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は、既に判決確定により訴訟手続が終了していることから、前記ア(イ)のとおり、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、22年12月28日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後その判決が確定するまでの間になされたものであるから、前記ア(イ)のとおり、議決の要旨に記載された特定の被疑者名及び事件番号は公にされている状態にあるといえ、これらについて不開示事由は存在しない。

オ 別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分(被疑事件 名)

文書8の「不開示部分一覧表」の欄外注書きの被疑事件名について は不開示としている一方で、別途決定では、特定の被疑事件名を開示 しているが、下記の相違点から、異なる対応となったところである。

被疑事件名は、個人の権利利益を害するおそれ(情報公開法第5条 第1号本文)に該当するところ、2号決定に係る開示請求は、25年 1月17日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は、 既に判決確定により訴訟手続が終了していることから、前記ア(イ)の とおり、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、22年12月28日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後その判決が確定するまでの間になされたものであるから、前記ア(イ)のとおり、議決の要旨に記載された特定の被疑事件名は公にされている状態にあるといえ、これについて不開示事由は存在しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成25年(情) 諮問第1号及び平成25年(情)諮問第2号を併合して、調査審議を行った。

- ① 平成25年 2月 6日 諮問書の収受(諮問第1号)
- ② 同年 5月27日 諮問書の収受(諮問第2号)
- ③ 同年 6月10日 諮問第1号及び第2号の併合
- ④ 同年 7月12日 諮問庁から意見書を収受
- ⑤ 同年 7月23日 委員交代に伴う所要の手続の実施、諮問庁の職員(会計検査院第1局司法検査課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 8月19日 諮問庁から諮問内容の一部変更についての 通知を収受
- ⑦ 同年 8月30日 審査請求人から意見書を収受及び審議
- 8 同年10月30日 審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び 審議
- 9 同年12月 2日 審議
- ⑩ 平成26年 1月27日 諮問庁から追加意見書を収受
- ① 同年 2月10日 諮問庁の職員(会計検査院第1局司法検査 課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑩ 同年 3月17日 審査請求人から追加意見書を収受
- ① 同年 4月21日 審議
- ⑭ 同年 6月24日 審議
- ⑤ 同年 7月23日 審議
- 16 同年 9月16日 審議

- 即 同年10月28日 審議
- (18) 同年12月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

処分庁は、24年10月12日付け開示請求及び25年1月17日付け開示請求を受けて、本件対象文書(文書1及び文書2から文書8まで)を特定し、それぞれその一部を不開示とする旨の原処分(1号決定及び2号決定。文書6及び文書7は全部開示)を行った。そして、これらに対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、諮問後に当審査会に提出された諮問庁の意見書を踏まえて、本件対象文書の一部を開示する旨の変更処分(文書 5 は全部開示)を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち、 審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示とされて いる部分の取消しを求めるものに変更しているため、以下、当該不開示部 分について、その当否を検討することとする。

2 文書1、文書2、文書3、文書4及び文書8について

本件対象文書のうち、審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示とされている部分に係る文書は、以下のとおりである。

(1) 文書 1

文書1は、東京地方裁判所から会計検査院に提出された支出計算書(官署分)の証拠書類(21年度21年5月分から同年7月分まで)のうち、東京第三検察審査会が開催した検察審査会議に出席した検察審査員等の旅費の支出に係る文書であり、各月別に、表紙、支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書及び検察審査員等ごとの旅費の請求書の各書類から構成されている。

当審査会において文書1を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号③、⑦及び⑧に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

(2) 文書 2

文書2は、1号決定に係る開示請求が24年10月12日付けで行われ、当該開示請求の対象文書として文書1を特定したところ、文書1は東京地方裁判所が作成した支出証拠書類であることを踏まえ、開示の可否に関し、その上位機関である最高裁判所の意見(不開示とする部分及

びその理由)を聴取するため、同月25日付けで、会計検査院の情報公開担当者から最高裁判所の窓口担当者宛てに行った意見照会に係る電子 メール本文を印刷した文書である。

そして、文書2には、最高裁判所の意見(不開示部分一覧表)を会計 検査院宛てに送付することを求める旨、開示決定等に係るスケジュール 案、同院の情報公開担当者の連絡先、最高裁判所の窓口担当者の連絡先 等が記載されている。

当審査会において文書2を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

(3) 文書 3

文書3は、文書2に添付されている「開示請求対象文書一覧(リスト)」 及び「不開示部分一覧表」である。

このうち、「開示請求対象文書一覧 (リスト)」は、1号決定に係る 開示請求の対象文書として特定した文書1である支出証拠書類に記載さ れている情報を、提出年月、書類名、予算科目等ごとに表形式に整理し た文書である。また、「不開示部分一覧表」は、文書1の不開示部分に ついて、書類の種類、不開示部分等ごとに、根拠法令、不開示理由を表 形式に整理した文書である。

当審査会において文書3を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号⑭に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

(4) 文書 4

文書4は、文書2及び文書3に対する回答として、24年11月9日付けで、最高裁判所の窓口担当者から会計検査院の情報公開担当者宛てに送られた電子メール本文を印刷した文書である。

そして、文書4には、最高裁判所の窓口担当者の連絡先等が記載されている。

当審査会において文書 4 を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1 欄に掲げる番号®に対応する3 欄に掲げる部分であると認められる。

(5) 文書 8

処分庁は、別途決定に係る開示請求が22年12月28日付けで行われたことを受けて、当該開示請求の対象文書として、特定の年月に東京地方裁判所から会計検査院に提出された支出証拠書類のうち特定の検察審査会に係る検察審査員等の旅費の支出が明記されている文書を特定し、最高裁判所の意見を聴取するため、23年2月24日付けで、会計検査院第1局司法検査課長から最高裁判所事務総局秘書課長宛てに文書による意見照会を行っている(文書6)。その後、同年3月2日付けで、最高裁判所事務総局秘書課長から会計検査院第1局司法検査課長宛てに文書による回答が行われている(文書7)。

そして、文書8は、上記の最高裁判所による回答文書に添付されている「不開示部分一覧表」であり、文書3のうち「不開示部分一覧表」と同様の項目を表形式に整理した文書である。

当審査会において文書 8 を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1 欄に掲げる番号®、⑰及び⑱に対応する3 欄に掲げる部分であると認められる。

3 不開示情報該当性について

審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号③、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分であるため、以下、これら不開示部分の不開示情報該当性について検討することとする。

(1) 別表の1欄に掲げる番号③、®及び⑭に対応する3欄に掲げる部分(出 頭年月日)

別表の1欄に掲げる番号③、®及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、 東京第三検察審査会の検察審査員等が検察審査会議に出席した年月日 (出頭年月日)、すなわち検察審査会議の開催日であり、文書1のうち 支出負担行為即支出決定決議書の「摘要」欄、文書1のうち請求書の「出 頭年月日」欄及び文書3の「開示請求対象文書一覧(リスト)」の「摘 要」欄にそれぞれ記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書き該当性

(ア) 諮問庁は、次の理由により、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きに該当すると説明している。

検察審査員等の任期は6か月であり、その間に、法定された検察 審査会議を含め、4回以上の出席を要する。検察審査員等は、各自 の仕事やその他の予定を調整して検察審査会議に出席することにな り、検察審査員等の周囲の者は、検察審査員等に仕事やその他の予 定に支障が生じた年月日を認識することとなる。検察審査員等の周 囲の者が上記の年月日を把握し、それと複数の出頭年月日を照合す れば、当該者が検察審査員等であることが明らかとなる。

また、出頭年月日が開示されることにより、検察審査員等が特定されてしまうと同人らが、第三者から、現に審査中の審査事件について不当な圧力や影響を受けたり、過去に審査を行った審査事件について不当な批判を受けたりするおそれがあるため、検察審査員等がそのような事態をおそれて検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては、検察審査会の審査活動に支障が生ずることになる。

(イ) 当審査会において検討したところ、検察審査員等は、衆議院議員の選挙権を有する一般国民の中からくじで選定された者であるため、当該検察審査員等の職業や職場形態、更には生活場所(居住地)等について様々な事情や状況が認められることなどに鑑みると、検察審査員等の仕事やその他の予定によっては、同僚、知人等の周囲の者がこれら仕事等に支障が生じた年月日を把握し、これと出頭年月日を照合することにより、この者が検察審査員等であると特定されるおそれがあるという諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、検察審査会は、検察官による不起訴処分の当否を審査する機関であり、その議決によっては被疑者が起訴されることとなる。このため、現に審査中の審査事件に係る検察審査員が特定された場合は、事件関係者等が、審査事件の議決を自らの望む内容にしようとして、検察審査員に対して、不当な圧力や影響を与えるおそれがあり、また、審査の終了している審査事件に係る検察審査員が特定された場合も、事件関係者等が、審査を行った検察審査員に対して、不当な批判を行うなどのおそれがある。これらのことから、検察審査員が検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては、検察審査会の審査活動に支障が生ずるおそれがあることも否定できないと考えられる。

また、補充員は、検察審査員とともに選定される補欠の検察審査 員であり、また、検察審査会は、11人の検察審査員全員の出席が なければ、検察審査会議を開催することができないこととされてい るため、検察審査員が検察審査会議を欠席した場合、検察審査会長 は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行う者を選定 することとなっている。このため、上記のような検察審査員に対す る不当な圧力や批判等に係るおそれは、補充員にもそのまま当ては まるものと考えられる。

したがって、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するとともに、同条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより」、検察審査会の審査活動という「当該事務」「の性質上」、その「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

(ア) 諮問庁によると、検察審査会は、審査事件の議決後に、議決の要旨を当該検察審査会事務局の掲示場に7日間掲示することとされているが、議決の要旨に記載する内容は、法令に定められておらず、当該検察審査会の判断により決めることとされていて、一般には、事件番号、被疑事件名、議決日、被疑者名、議決の趣旨及び理由等が記載されるとのことである。

したがって、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分のうち東京第三検察審査会の議決日は、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当しないと認められる。

(4) 出頭年月日のうち検察審査会の議決日は、一般には、議決の要旨 に記載され掲示場に掲示されているが、諮問庁は、次の理由により、 情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情 報に該当しないと説明している。

1号決定に係る開示請求は、24年10月12日になされたものであり、2号決定に係る開示請求は、25年1月17日になされたものである。いずれも、当該開示請求の対象審査事件の議決日は、当該開示請求日より以前であって、議決の要旨の掲示期間(7日間)を既に経過しており、しかも、同議決は起訴議決に至ったものではないことから、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分のうち東京第三検察審査会の議決日は、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

そして、このような諮問庁の説明は、前記第3の2(2)ア(4)a及びbのとおり、次のような考え方を前提としている。

- ① 検察審査会法第40条の規定を踏まえ、事件番号、被疑事件名、 議決日、被疑者名、議決の趣旨及び理由等が議決の要旨に記載され、これが掲示場に掲示されている間(7日間)は、これらの情報は刑事手続上公にされている状態にあるといえるから、この間になされた開示請求に対しては、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により、これらの情報を開示する。
- ② これに対して、第2段階の審査において起訴議決がなされた審査事件の場合は、議決後に起訴され、裁判という公判審理において公の目に触れることが予定されていることに鑑み、同議決の要旨に記載された情報(議決日等)が刑事手続上公にされている状態は、掲示期間(7日間)の終了によって解消されるのではなく、例外的に、判決の確定まで継続していると考えることができる。このため、当該審査事件について、判決の確定までに行われた開示請求に対しては、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により、これらの情報を開示する。
- (ウ) 当審査会において検討したところ、掲示場に掲示される議決の要旨は、検察審査会自らによる公表であるから、当該議決の要旨に記載された情報は、原則として、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当すると認められる。

もっとも、情報公開法第5条第1号ただし書イの公にされている 情報とは、現に公表されていると評価し得る場合を意味するもので あり、過去のある時点で公表され、一時的に公衆の知り得る状態に 置かれたとしても、公表の時点から時間が経過するに従い、社会的 影響が薄れ、他方、被疑者等の権利利益を守る必要性が増すことも 考えられるので、公表後、相当の期間が経過したような場合におい ては、もはや公にされている情報には該当しないと評価すべき場合 も十分にあり得ると考えられる。

また、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものである。そして、その限度において、当該裁判の被告人やその関係者はプライバシーが開被されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接かかわる個人情報である裁判を受けたという事実がいかなる場面及びいかなる時点においても一般

的に公表されるべきものであるということはできないと考えられる。

よって、一般に、議決の要旨に記載され掲示場に掲示された情報 (議決日等)が、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として 公にされている情報に該当するか否かについては、議決の要旨の記 載内容、掲示場に掲示され公表されてから開示請求までに経過した 期間等を考慮して判断すべきであると認められる。

このため、上記(イ)のような諮問庁の説明、すなわち、議決の要旨が掲示場に掲示されている間(7日間)に開示請求が行われた場合又は第2段階の審査で起訴議決がなされた審査事件において判決が確定するまでの間に開示請求が行われた場合は、議決の要旨に記載された情報を情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するとして開示すると解することは、情報公開制度の趣旨に鑑み、適当ではないと認められる。

そこで、改めて、本件についてみると、別表の1欄に掲げる番号 ③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分のうち東京第三検察審査 会の議決日については、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されて から、1号決定及び2号決定に係る開示請求がなされるまでに相当 の期間が経過しており、当該開示請求の対象審査事件に係る社会的 影響や社会一般の関心や記憶は薄れ、当該開示請求の時点で公衆が 知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められる ことから、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にさ れている情報に該当しないと解するのが相当である。

なお、審査請求人は、検察審査会の議決日について、社会的に耳目を集めた審査事件の場合、報道機関等は、掲示場に掲示された議決の要旨を写真で撮り、インターネットで発信していて、誰でも当該情報を見ることができるので、当該情報がインターネットから削除されない限り、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当し、開示すべきであると主張している。しかしながら、このようなインターネットで発信されている情報は、あくまで報道機関等がその取材に基づき独自に報道しているものであり、検察審査会自らが公表しているものではないことから、それをもって、当該情報が情報公開法第5条第1号ただし書イに該当すると認めることはできない。

ウ 情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性

検察審査員等は非常勤の国家公務員とされているため、検察審査員

等が検察審査会議に出席した年月日(出頭年月日)が、情報公開法第 5条第1号ただし書ハの職務の遂行に係る情報に該当するか否かにつ いて、以下、検討することとする。

出頭年月日は、一面として、公務員である検察審査員等が検察審査会議に出席した事実としての性質があり、その限りにおいては職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。他面、検察審査員等は、くじにより選ばれた一般国民であり、また、その任期は6か月と短期間であることなど、通常の公務員とは異なる特性を有していることを踏まえると、出頭年月日は、当該一般国民としての個人に関する情報であって職務の遂行に係る情報には当たらない性質を有していると考えることもできる。

そもそも情報公開法第5条第1号ただし書への趣旨は、公務遂行の 主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記載された行政文書 を開示して政府の諸活動を説明する責務を全うされるようにする要請 と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要 があるという要請との両者の調和を図る観点から、当該公務員等の職 務の遂行に係る情報を開示することである。

よって、前記の二面性を有する出頭年月日について、一般国民としての個人に関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなる情報として不開示とすることが許容されるものと解されるため、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書ハに該当しないと認められる。

したがって、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イ及びハに該当しないものであり、また、同号ただし書口にも該当しないと認められることから、同号本文に規定する不開示情報に該当し、また、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報にも該当すると認められる。

これに対して、これらの部分に記載された情報のうち年の記載部分については、1号決定に係る行政文書開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄に記載されている情報又は文書3に係る開示情報から容易に推測することができ、また、仮にこれを公にしたとしても、検察審査員等の個人を特定できるおそれ(情報公開法第5条第1号本文)や検察審査会の事務に支障を及ぼすおそれ(同条第6号柱書き)は認められないため、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

(2) 別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分(被疑者名・被疑事件名)

別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分は、東京第三 検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び被疑事件名であり、文書 1のうち一部の請求書に記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑者名は、東京第三検察審査会の審査の対象となった特定の個人の氏名であるため、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

また、別表の1欄に掲げる番号①に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑事件名は、東京第三検察審査会の審査の対象となった特定の審査事件の類型別の名称であり、当該審査事件の被疑者個人に関する情報であって、特定の個人(被疑者)を識別することができる情報であるとはいえないが、これを公にすれば、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分は、東京第 三検察審査会の議決後、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてい る。

しかし、この部分に記載された情報については、前記(1)イ(ア)及び(ウ)と同様に、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当せず、また、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから1号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、慣行として公にされている情報にも該当しないと解するのが相当である。

したがって、別表の1 欄に掲げる番号⑦に対応する3 欄に掲げる部分は、情報公開法第5 条第1 号ただし書イに該当しないものであり、また、同号ただし書口又はハにも該当しないと認められることから、情報公開法第5 条第6 号柱書きについて判断するまでもなく、同条第1 号本文に

規定する不開示情報に該当すると認められる。

(3) 別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲げる部分(直通電話番号等)

別表の1欄に掲げる番号⑫に対応する3欄に掲げる部分は、会計検査院において情報公開等関係の業務を担当している部局の直通電話番号であり、文書2に記載されている。また、別表の1欄に掲げる番号⑬に対応する3欄に掲げる部分は、最高裁判所において会計検査院と連絡調整を行うなどの業務を担当している部局の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び担当職員個人の電子メールアドレスであり、文書2及び文書4に記載されている。

別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲げる部分は、いずれも一般に公にされておらず、また、仮にこれらの部分に記載された情報を公にすると、本来の担当業務以外の意見や相談等の電話、FAX及び電子メールの対応に追われ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより」、情報公開等関係や連絡調整等の業務という「当該事務」「の性質上」、その「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(4) 別表の1欄に掲げる番号⑯に対応する3欄に掲げる部分(解任年月日) 別表の1欄に掲げる番号⑯に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定 に係る特定の検察審査会の審査補助員の解任年月日であり、文書8の「不 開示部分一覧表」の「不開示とする部分」欄に記載されている。

検察審査会は、法律に関する専門的な知見を補うために弁護士の中から委嘱した審査補助員を、委嘱の必要がなくなったなどの場合に解嘱することができることとされている。そして、この解嘱は、検察審査会の議決により行われるため、審査補助員の解任年月日(解嘱年月日)は、すなわち検察審査会議の開催日であり、検察審査員等が検察審査会議に出席した年月日(出頭年月日)となる。

このため、審査補助員の解任年月日を公にすると、前記(1)と同様に、 検察審査員等の個人を特定できるおそれや検察審査会の事務に支障を及 ぼすおそれがあると認められる。 したがって、別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イからハまでに該当しないことから、同号本文に規定する不開示情報に該当し、また、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報にも該当すると認められる。

(5) 別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分(被疑者名・ 事件番号)

別表の1欄に掲げる番号⑪に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定 に係る特定の検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び当該審査に 伴い付与された事件番号であり、文書8の「不開示部分一覧表」の「理 由」欄及び欄外注書きに記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

別表の1欄に掲げる番号⑪に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑者名は、前記(2)アと同様に、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

また、別表の1欄に掲げる番号⑪に対応する3欄に掲げる部分のうち事件番号は、一つの検察審査会において、同一のものが重複して付されることはなく、検察審査会名とその事件番号が判明すれば、当該審査事件の被疑者を特定することができると考えられるため、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当すると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

別表の1欄に掲げる番号⑪に対応する3欄に掲げる部分は、別途決 定に係る特定の検察審査会の議決後、議決の要旨に記載され掲示場に 掲示されている。

しかし、この部分に記載された情報については、前記(1)イ(ア)及び(ウ)と同様に、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当せず、また、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから2号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、慣行として公にされている情報にも該当しないと解するのが相当である。

したがって、別表の1欄に掲げる番号⑪に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、

同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、同号本文 に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(6) 別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分(被疑事件名) 別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定 に係る特定の検察審査会の審査の対象となった被疑事件名であり、文書 8の「不開示部分一覧表」の欄外注書きに記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分は、前記(2) アと同様に、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する 情報」であって、「特定の個人を識別することはできないが、公にす ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該 当すると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の議決後、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されている。

しかし、この部分に記載された情報については、前記(1)イ(ア)及び(ウ)と同様に、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当せず、また、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから2号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、慣行として公にされている情報にも該当しないと解するのが相当である。

したがって、別表の1欄に掲げる番号®に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、同号本文に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、別途決定と1号決定における特定の被疑者は、両人とも 公職の身分を有する者であるにもかかわらず、特定の被疑者名及び被疑事 件名について、別途決定では開示され、1号決定では不開示とされていて、 情報開示の統一が図られていない、また、公職の身分を有する者は民間人 と異なり権力側にいる人間であり、検察審査会の議決が、検察審査会事務 局や審査補助員により、結論ありきの一定方向に導かれることを防がなければならず、そこに不正があってはならないなどと主張している。これは、 これらの情報を開示することが、検察審査会の審査活動や議決等を検証するという公益に合致することから、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるという趣旨の主張を含むものと解される。

本件について、仮に審査請求人が開示すべきとする部分に公職の身分を有する者の氏名や当該者に係る被疑事件名が含まれているとして検討すると、一般に、公職の身分を有する者の氏名等を開示することにより審査請求人が主張するような効果が期待できる場合もあり得ると考えられる。

しかし、検察審査会の審査の対象となったという情報は、個人の名誉や信用に直接に影響を与える個人に関する情報であり、逮捕歴等と同じく、個人のプライバシーのうち最も他人に知られたくないものの一つであることから、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものであると考えられる。

したがって、情報公開法第7条の規定を適用して、これらの情報を開示することにより得られる利益は、一定程度あるといえるものの、これらの情報を不開示とすることにより得られる利益を上回ると認めるに足りるだけの公益性が特にあるとまでは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を 左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、審査請求人が開示すべきとする 部分のうち、諮問庁がなお不開示としている部分について、別表の4欄に 掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示とした ことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開 · 個人情報保護審査会

委員 山 舖 弥一郎 委員 山 岸 敬 子 委員 大 塚 成 男

(別表)

1 番号	2 文書の区分	3 諮問庁がなお不開示 としている部分	4 左のうち開示する ことが妥当な部分
1	文書 1 (平成 2 5 年(情) 諮問第 1 号)	債主内訳書の振込先金融 機関名、店舗名、預貯金 種別及び口座番号	
2		債主内訳書の「債主」欄 の氏名及び住所	_
3		支出負担行為即支出決定 決議書の「摘要」欄の出 頭年月日	年の記載部分
4		請求書の「請求者」欄の 氏名及び住所	
(5)		請求書の「請求者」欄及 び欄外にある印影又は指 印の印影	
6		請求書の「支給決定」欄 の検察審査会長の氏名及 び印影	_
7		請求書の被疑者名及び被 疑事件名	なし
8		請求書の「出頭年月日」 欄の出頭年月日	年の記載部分
9		請求書の「事由」欄の日 当の日数	_
10		請求書の「事由」欄の鉄 道賃等に記載された駅名 の一部	
11)		請求書の「備考」欄の補 充員に係る印影	
12)	文書 2 (平成 2 5 年(情) 諮問第 2 号)	会計検査院の関係部局の 直通電話番号	なし
13	文書2及び文書4 (平成25年(情) 諮問第2号)	最高裁判所の関係部局の 直通電話番号、内線番号、 FAX番号及び担当職員 個人の電子メールアドレス	なし

⁽注) 4欄のうち「-」の部分は、審査請求人が開示を求めていないため、 検討の対象としていないことを示している。

1番号	2 文書の区分	3 諮問庁がなお不開示 としている部分	4 左のうち開示する ことが妥当な部分
14)	文書3 (平成25年(情) 諮問第2号)	「開示請求対象文書一覧 (リスト)」の「摘要」欄 の出頭年月日	年の記載部分
15		「開示請求対象文書一覧 (リスト)」の「その他」 欄の検察審査員の姓	_
16)	文書 8 (平成 2 5 年(情) 諮問第 2 号)	「不開示部分一覧表」の 「不開示とする部分」欄 の審査補助員の解任年月 日	なし
17)		「不開示部分一覧表」の 「理由」欄及び欄外注書 きの被疑者名並びに欄外 注書きの事件番号	なし
(18)		「不開示部分一覧表」の 欄外注書きの被疑事件名	なし

⁽注) 4 欄のうち「-」の部分は、審査請求人が開示を求めていないため、 検討の対象としていないことを示している。

Ⅲ資料編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表 1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

単位:件

年 度	開示請求	移送受	計
平成13年度	2 1 5	7	2 2 2
平成14年度	5 5	6	6 1
平成15年度	5 3	5	5 8
平成16年度	1 0 8	6	1 1 4
平成17年度	6 7	9	7 6
平成18年度	7 1	1 2	8 3
平成19年度	2 6	1 7	4 3
平成20年度	4 6	1 0	5 6
平成21年度	2 7	1 0	3 7
平成22年度	1 6	4	2 0
平成23年度	4 0	2	4 2
平成24年度	5 5	2	5 7
平成25年度	8 0	2	8 2
平成26年度	2 9	8	3 7

⁽注) 開示請求手数料300円 (オンライン請求の場合は200円) が納付された1 事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、 取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を 理由に不開示決定を行った事案、いずれも1件として取り扱う。

(参考) 上記表の平成26年度月別内訳

月	開示請求	移送受	計
平成26年4月	2	1	3
5月	1 3	4	1 7
6月	1	1	2
7月	1	0	1
8月	4	О	4
9月	3	0	3
10月	3	0	3
11月	0	0	0
12月	1	0	1
平成27年1月	O	2	2
2月	1	0	1
3月	0	0	0
計	2 9	8	3 7

〈個人情報保護関係〉

単位	:	件
----	---	---

年 度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	О	0
平成18年度	O	0	0
平成19年度	3 2	0	3 2
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	1 7	О	1 7
平成23年度	2	0	2
平成24年度	1	0	1
平成25年度	7	О	7
平成26年度	0	0	0

⁽注) 1 開示請求手数料300円 (オンライン請求の場合は200円) が納付された 1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表 2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉 単位:件

年 度	要処理件数	処 理 済	移 送	取下げ	次年度持ち越し
平成13年度	2 2 2	1 7 5	4 0	7	0
平成14年度	6 1	5 6	2	0	3
平成15年度	6 1	5 2	8	0	1
平成16年度	1 1 5	8 5	2 3	0	7
平成17年度	8 3	7 5	4	3	1
平成18年度	8 4	6 9	1	0	1 4
平成19年度	5 7	3 9	4	0	1 4
平成20年度	7 0	6 2	7	0	1
平成21年度	3 8	2 8	2	0	8
平成22年度	2 8	2 5	2	0	1
平成23年度	4 3	4 2	1	0	0
平成24年度	5 7	3 0	0	1	2 6
平成25年度	1 0 8	104	2	0	2
平成26年度	3 9	3 4	0	5	0

- (注) 1 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案、いずはよりがはよりない。 ずれも1件として取り扱う。 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

年 度	要処理件数	処理済	移 送	取下げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	3 2	2 4	0	0	8
平成20年度	1 0	1 0	0	0	0
平成21年度	4	0	0	0	4
平成22年度	2 1	2 1	0	0	0
平成23年度	2	2	0	0	0
平成24年度	1	1	0	0	0
平成25年度	7	3	0	0	4
平成26年度	4	4	0	0	0

- (注) 1 開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案を1件とする。なお、手数料が納付されなかった開示請求について、請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案も1件として取り扱う。
 2 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

開示決定等の件数(決定内容区分別) 表 3

〈情報公開関係〉 単位:件

左 库	開示決定		不開示計		部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
年 度	開示	部分開示	決定		不開示情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成13年度	7	1 1 3	2 4	1 4 4	1 1 8	2 1	0	0
平成14年度	1 3	2 7	4	4 4	3 1	0	0	0
平成15年度	9	2 6	1 0	4 5	3 3	3	3	0
平成16年度	3	3 5	1 0	4 8	3 6	7	2	0
平成17年度	6	3 0	5	4 1	3 5	0	0	0
平成18年度	5	4 0	6	5 1	4 5	1	0	0
平成19年度	2	1 2	1 4	2 8	2 4	0	0	2
平成20年度	4	1 8	2 6	4 8	2 7	6	3	8
平成21年度	4	9	6	1 9	1 0	4	0	1
平成22年度	2	1 6	7	2 5	1 8	0	0	5
平成23年度	0	1 5	7	2 2	1 7	2	1	2
平成24年度	7	2 1	3	3 1	2 1	3	0	0
平成25年度	1 4	2 8	6	4 8	3 1	2	1	0
平成26年度	6	9	9	2 4	1 6	1	2	0

⁽注)1

(参考) 上記表の平成26年度四半期別内訳

皿 水 棉	開示決定		不開示	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
四半期	開示	部分開示	決定		不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成26年4~6月期	0	6	5	1 1	9	1	1	0
7~9月期	3	0	0	3	0	0	0	0
10~12月期	2	3	1	6	4	0	1	0
平成27年1~3月期	1	0	3	4	3	0	0	0
計	6	9	9	2 4	1 6	1	2	О

¹ 開示 (不開示) 決定通知書 1 枚につき 1 件とする。 2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は開示決定等の件数の合計とは一致しない場合がある。

〈個人情報保護関係〉

		1.1
単	77	件
 1	1/.	17

fr: ph:	開示決定		不開示	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
年 度	開示	部 分開 示	決定		不開示 情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	1 1	4	1	0	0
平成23年度	0	0	2	2	0	0	1	1
平成24年度	0	0	1	1	0	1	0	0
平成25年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成26年度	0	1	0	1	1	0	0	0

⁽注)1 開示 (不開示)決定通知書1枚につき1件とする。 2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

(参考) 上記表の平成26年度四半期別内訳

皿 水 棉	開示	決定	不開示	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由				
四半期	開示	部分開示	決定		不開示情 報	不存在	存否応 答拒否	形式上 の不備	
平成26年4~6月期	0	1	0	1	1	0	0	0	
7~9月期	0	0	0	0	0	0	0	0	
10~12月期	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成27年1~3月期	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	1	0	1	1	0	0	0	

開示決定等の件数(処理期間区分別) 表 4

〈情報公開関係〉 単位:件

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成13年度	1 1 8	2 6	0	1 4 4
平成14年度	3 2	1 1	1	4 4
平成15年度	3 9	4	2	4 5
平成16年度	3 3	7	8	4 8
平成17年度	3 1	1	9	4 1
平成18年度	2 4	1 1	1 6	5 1
平成19年度	1 2	3	1 3	2 8
平成20年度	3 4	1 0	4	4 8
平成21年度	1 5	1	3	1 9
平成22年度	1 3	6	6	2 5
平成23年度	1 6	5	1	2 2
平成24年度	1 4	4	1 3	3 1
平成25年度	8	2 0	2 0	4 8
平成26年度	1 6	6	2	2 4

- (注) 1
- 開示(不開示)決定通知書1枚につき1件とする。 「延長(30日)」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事業に係るもので、30日以内に開え続と等がなされなかったものである。
 - 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適 用した上で、開示決定等を行った件数である。

〈個人情報保護関係〉

年 度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4
平成20年度	3	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	1 1	0	0	1 1
平成23年度	2	0	0	2
平成24年度	1	0	0	1
平成25年度	1	0	0	1
平成26年度	1	0	0	1

- (注) 1 開示 (不開示) 決定通知書1枚につき1件とする。
 - 開示(不開示)決定通知書1枚につざ1件とする。 「延長(30日)」欄は、行政機関個人情報保護法第19条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。 「期限の特例の適用」欄は、行政機関個人情報保護法第20条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 不服申立て、裁決及び訴訟の状況

表 5 不服申立ての状況

〈情報公開関係〉

単位:件

左 莊	不服申立て		久	ひ 理	状	己	
年 度	件 数	却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成13年度	1 0	0	1	0	0	0	9
平成14年度	1 6	0	0	5	0	0	1 1
平成15年度	2 4	0	3	1	0	0	2 0
平成16年度	2 0	0	6	4	0	0	1 0
平成17年度	1 4	4	4	2	0	0	4
平成18年度	1 0	0	3	3	0	0	4
平成19年度	1 0	0	1	0	0	0	9
平成20年度	1 5	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0
平成23年度	4	0	1	0	0	0	3
平成24年度	7	0	0	2	0	0	5
平成25年度	7	0	0	1	0	0	6
平成26年度	1 0	1	2	3	0	0	4

- (注) 1
- 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。 処理が未済となっているのは、各年度末において、処理方針・諮問の要否等の検討中、 諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

左座	不服申立て		久	. 理	状	兄	
年 度	件 数	却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	О	0	0	0	0	0
平成19年度	4	О	0	0	0	0	4
平成20年度	1 0	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	О	0	0	О	0	О
平成23年度	2	О	1	0	0	0	1
平成24年度	1	О	1	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1 不服申立て件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。 2 処理が未済となっているのは、平成19年度末及び23年度末において、審査会に諮問中 又は裁決の準備中のものである。

表 6 審査会における処理状況

〈情報公開関係〉 単位:件

年 度	諮 問件 数	答申件数		許 申 区 分	分	取下げ 件 数	各年度末現在
			諮問 問 が と い の 妥 い	諮判部な の一でい	諮問庁の 判断は妥 当		各末の中数 (本理件)
平成13年度	1 0	1	0	0	1	0	9
平成14年度	1 6	6	0	5	1	0	1 0
平成15年度	1 9	1 1	0	5	6	0	8
平成16年度	8	4	0	0	4	0	4
平成17年度	8	4	0	2	2	0	4
平成18年度	1 0	6	0	3	3	0	4
平成19年度	1 0	3	0	0	3	0	7
平成20年度	1 3	6	0	0	6	0	7
平成21年度	8	8	0	4	4	0	0
平成22年度	4	4	0	0	4	0	0
平成23年度	3	1	0	0	1	0	2
平成24年度	7	3	0	3	0	0	4
平成25年度	6	0	0	0	0	0	6
平成26年度	9	5	0	3	2	0	4

⁽注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

年 度		答申件数		取下げ件 数	各年度		
	諮 問件 数		~	答 申 区 分			
			諮問庁は り 当 がない	諮判部な の一でい	諮問庁の 判断は 当		各末の中数 の中数
平成17年度	0	0	0	0	0	0	О
平成18年度	0	0	0	0	0	0	О
平成19年度	4	2	0	0	2	0	2
平成20年度	4	4	0	0	4	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	1	0	0	1	0	1
平成24年度	1	1	0	0	1	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0

⁽注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

不服申立てに対する裁決の状況

〈情報公開関係〉 単位:件

年 度 (平成)	裁決の件数	審裁	査会に認決を行っ	が問しない たもの	いで		審査会に裁決を行	諮問し、	答申を引	受けて
			申立て認容	申立て却下	その他		申立て棄却	申立て認 容	申立て 部容	うちなる と 表 る た の
13年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
14年度	5	0	0	0	0	5	0	0	5	0
15年度	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0
16年度	1 0	0	0	0	0	1 0	6	0	4	0
17年度	1 0	4	0	4	0	6	4	0	2	0
18年度	6	0	0	0	0	6	3	0	3	0
19年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
20年度	8	0	0	0	0	8	8	0	0	0
21年度	8	0	0	0	0	8	4	0	4	0
22年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
23年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
24年度	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0
25年度	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0
26年度	6	1	0	1	0	5	2	0	3	0

[「]審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等 (注) 1

である。 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との 差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に 審査請求が取り下げられたものである。

〈個人情報保護関係〉

単位:件

年 度 (平成)	裁決の件数	審裁	査会に認決を行っ	が問しない かたもの	いで		審査会に裁決を行	上諮問し、 テったもの	答申を引	受けて
			申立て容	申立て対	その他		申立て棄却	申立て容	申 立 部 容	うちなっ ちなった と決も の
17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	1 0	4	0	4	0	6	6	0	0	0
21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
24年度	1	0	0	0	0	1	1	0	0	О
25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О
26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⁽注) 1 「審査会に諮問しないで裁決を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する審査請求等

〇 訴訟の状況

情報公開関係、個人情報保護関係とも該当なし

である。 2 表6の「答申件数」と表7の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」の件数との 差は、答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものである。

3 委員の推移

第5期審查会委員(平成25年4月1日~28年3月31日)

会 長	山 舖 弥一郎	公証人
会長代理	山岸敬子	明治大学法科大学院教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:25年4月23日

第4期審查会委員(平成22年4月1日~25年3月31日)

会 長	小木曽 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

(参考)会長の互選及び会長代理の指名:22年4月21日

第3期審查会委員(平成19年4月1日~22年3月31日)

会 長	小木曽 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:19年4月23日

第2期審查会委員(平成16年4月1日~19年3月31日)

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:16年4月12日

第1期審查会委員(平成13年4月1日~16年3月31日)

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅田一豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利矢子	評論家

(参考) 会長の互選及び会長代理の指名:13年4月13日

(注) 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室 〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号 電話 03-3581-3251 (代表)